

共同体とは何か？

山崎 亮一(東京農工大学)

I 課題

世界経済は、資本制関係が支配的な領域¹と先資本制関係が支配的な領域との併存と、両者の結合として実存している²。もっとも、資本制領域と先資本制領域とは静態均衡的に併存・結合しているわけではなく、後者に前者が不断に浸透し、その結果、後者の影響下に前者が変容してゆく歴史動態が見られる。この状況を今日如実に示しているのは途上国における経済発展の過程であろう。というのもそこでは、先資本制関係が支配的である社会の内部に資本制関係が多くの場合には外来的に導入され、後者が前者に根付いて発展する過程が見られるからである³。このような、結合しつつ一方が他方に変容をもたらす生産様式間の関係が「接合」である⁴。

ところで、先資本制領域における生産関係を多くの場合に特徴づけるのは、そこに共同体が現存し、しかもそれが国や地域による濃淡をともないながら社会の基礎として相対的に強固に位置づいていることであろう⁵。そのため、資本制関係の生成・発展過程は多くの場合に共同体の解体を前提するか⁶、その漸次解体を内容とする⁷。その際、ある場合には現物経済を基調とする共同体社会の内部に商品経済が徐々に浸透し、それが同質的構成員間の分化・分解を促す契機となって共同体を内部から掘り崩す。また別の場合には共同体内に既存の先資本制階級関係が商品経済の浸透とともに再編し、そのことが共同体的な秩序を壊してゆ

1 この場合の「領域」は、複数の生産様式からなる「社会構成」に空間的・地理的要素を加味したものである。経済活動は土地をその基礎的土台として営まれているので、特定の土地空間にはそこに支配的なある生産様式が対応することになる。

2 「世界市場は、市場一般としてではなく、世界市場と非市場社会とが結合した世界経済としてのみ実在する」(佐々木(1993), p. 28)。

3 こうした途上国発展像を提示しているのは新国際分業派(Fröbel *et al.* (1980))。

4 「接合」概念については望月(1981)。

5 資本制以前の社会を共同体が広範に現存しているものとして特徴づけるのは大塚(1955)。そこでは、先資本制社会において土地を支配する人間集団の基礎単位を共同体とよんでいるが、本稿の用語法もこれに準ずる。なお、マックス・ウェーバーの共同体概念がより広範であることについては内田(1996, pp. 1098-1099)。また、松尾(1978)は大塚共同体論をベースにしながらか先資本制階級社会が成立する過程を考察している。

6 「労働の資本にたいする、すなわち資本としての客観的な労働の諸条件にたいする関係行為は、労働者が所有者であったり、あるいは所有者が労働したりするさまざまな形態を解体する歴史的過程を前提とする。したがってまず、(1)自然的生産条件としての大地—土地—にたいする関係行為の解体。労働者は、彼自身の非有機的定在、彼の諸力の仕事場、および彼の意志の支配領域としてのこの条件に関係する。こうした所有が生じてくるすべての形態は共同団体を想定しているが、その構成員は、彼らのあいだに形式上の区別はあるとしても、やはり共同団体の構成員として所有者なのである。だからこの所有の本源的形態は、それ自体直接的な共同所有である」(マルクス(1858), p. 47, 強調点は原文, 以下同じ)。

7 資本制的蓄積を先資本制領域の解体過程と不可分のものとして描き出したのはルクセンブルグ(1921)。

く。国家の役割は課税によってこれらの過程を助長することであろう。しかしこういったことは実際に起こる状況の一面にすぎない。というのも共同体は市場や国家の圧力に無抵抗に解体するわけではなく、それらに対し多かれ少なかれ防戦しながら独自の性格を保ち続けようとする自律性を保持するからである⁸。あるいは共同体は商品経済に順応しながら存続しようとする⁹。こうして、多くの途上国においては、先進資本制領域と較べて、さらには国や地域による変異をとめないながら¹⁰、共同体が相対的に強固に現存し、社会の中で影響を及ぼしながら商品経済と相剋しているのである¹¹。

だがここで問題にしようとしているのはこのような相剋の過程ではない。よりさかのぼって共同体社会の独自の性格を規定するようなそこに内在する固有の論理はいかなるものか、という点である。この点についてはすでにいくつかの学ぶべき古典が現存し、本稿でもそれらに折りにふれ立ち寄るであろう。中でも、『資本制的生産に先行する諸形態』（以下、単に『諸形態』）と『ザスーリチへの手紙』（以下、単に『手紙』）を二つの極点とする、マルクスによる共同体に關説した一連の労作は、それらを批判するものをも含めて日本における共同体理解にきわめて強い影響を与え続けてきたと言えよう¹²。このことは、たとえば、これまた今日まで読み継がれる古典の大塚久雄『共同体の基礎理論』（1955）が¹³、『手紙』をも参照しながら『諸形態』のライトモチーフたる共同体所有の諸形態を軸にその論述を進めていることから了解されよう。そこで、本章もマルクス共同体論の検討を行うことにする。しかしその際に、次の段落に述べる理由から、マルクスの一連の著作の中でも特に『諸形態』の検討に焦点をしぼる。『諸形態』は『資本論』第1巻の出版に先立つ10年ほど前の1858年頃に手稿として書きあげられ、その最初の3分の2が共同体に、そして残りの3分の1が本源的蓄積に関する記述に捧げられている。

だが先学が既に長年読み継いできた『諸形態』の検討をここで改めて行う必要はどこにあるのか。その理由は実は今し方述べたこと、すなわち大塚共同体論が所有形態論として『諸形態』を読み込み、その観点からこの作品の論理を整理している、ということと関わる。確かに『諸形態』におけるマルクスの問題意識は資本制社会を私的所有の全面化した社会として一方に措定しながら、そこに至る論理的な発展系列として共同体の諸形態を位置づけるこ

⁸ ここで述べたことから、どのような商品経済が共同体を解体に導き、またどのような商品経済が逆に共同体を強固にするかという、商品経済の種差・類別に関する問題が生じる。この問題を共同体内分業と共同体間分業の相違に着目しながら論述したのは大塚(1962)。

⁹ 共同体の資本制経済への順応を示唆しているのはエンゲルス(1884, p. 99)。また、西アフリカを対象にこの順応の具体的メカニズムを労働市場視点から説いたのはメイヤスー(1975)第2部。

¹⁰ ここには『資本制的生産に先行する諸形態』に示されている共同体の形態的な差異のほか、共同体の2次的社会構成への変質、さらには共同体内部への商品経済の浸透によるその変質、という論点がある。

¹¹ この「相剋」をミクロレベルで捉えることにより、途上国の農民の行動が「合理的」であるか「情緒的」であるかの論争が引き起こされてきた。東南アジアを対象としたこういった論争の簡潔な整理は高橋(1999)。アフリカを対象としたものについては杉村(2004, 第2章)。例えばスコット(1976)は植民地期東南アジアを対象に、ついには農民叛乱にまで至るこの「相剋」を描いている。

¹² マルクス共同体論に対する精細なテキスト・クリティークは小谷(1979)(1982)。

¹³ その近年の「読み直し」の作業は小野塚(他)(2007)。

とにあった¹⁴。このようなマルクスの問題意識を尊重しながら草稿である『諸形態』の記述を敷衍すると、「固有の二元性」に着眼する所有形態を軸とした大塚共同体論に結晶するのはきわめて自然なことと言えよう。しかし、ここで『諸形態』のライトモチーフから少し距離を置いて、そもそも共同体論はいかにあるべきか、という点に思いを巡らせるならば、共同体論が所有形態論に還元できるものではないこと、これまた自明のことではあるまいか。このことは、ちょうど資本論を資本制所有論に還元できないことと対応するのであって、資本論には資本制所有関係を基礎に展開する内的運動法則論が一方で必要なと同様に、共同体論には共同体所有の基礎に展開するその内的論理の解明が必要なのである。もっとも、共同体の内的論理をこの小論で展開することは無理であるし、現在の筆者にその力量もない。そこでここではその着眼点を探ることに課題を限定する。本章で問題にすることは、共同体の類型差や段階差から抽象された、いわば「共同体一般」の内的論理なのであるが¹⁵、『諸形態』は、先述のその所有形態論としての基本性格にもかかわらず、このような着眼点を得るうえで有益な記述を含んでいるように思われるのである¹⁶。なお、本章の補節にて、本論で析出する共同体の内的論理に関する分析視点を例証すべく、筆者がサハラ砂漠直下で行った農村調査の結果を要約的に紹介する。

II 『資本制的生産に先行する諸形態』における共同体論の構成と方法

『諸形態』がその前段で展開している共同体論の検討を、ここではその構成と方法を考察することから始めよう。構成はアジア的、ローマ的、ゲルマン的の順に、それぞれの形態を特徴づけ、しかる後に奴隷制と農奴制を論じている。しかし、3形態の論じかたには、冒頭のアジア的形態に関するものと、それ以外のローマ的およびゲルマン的形態に関するものとの間にかなり大きな相違が目につく。すなわち、最初のアジア的形態はそれ自体に即して、即自的に論述されているのに対し、ローマ的およびゲルマン的形態は、共同体の否定契機としての私的所有が共同体内部に生成しつつある対自物として描かれている。もっとも、共同体の十全な対自物は私的所有が社会の全面を覆うに至った資本制社会であり、ローマ的およびゲルマン的形態はそこに至る過渡形態として位置づけられるものではあるが。

こうした論じかたの特徴は、それぞれの形態に関する論述内容にも次のような影響を及ぼしている。すなわち、最初のアジア的形態の記述では、アジア的形態の特徴とともに、本稿の主

¹⁴ 福富(1970)は大塚共同体論を批判しながら、大塚は『諸形態』における「多系的発展の構想をアジア的・古典古代的・ゲルマン的の『3 共同体一系発展の図式』に修正している」(p. 152)としている。しかし、この時点のマルクスに「多系的発展の構想」が明確な形で存在していたかは疑問な点としない。よしんば3形態は単線的な段階的移行の関係にあるとは考えられてはいなかったにせよ、本文にも書いたようにそれらは少なくとも発展関係にはあるとは考えられていたと思われる。なおマルクス主義の歴史法則をめぐる論争を、そこでアジア的生産様式概念がどのように捉えられてきたかに焦点を当てながら整理したのは福本(2003)。

¹⁵ 「共同体一般」の内的論理は、一方では経済史範疇でもあり、また他方では途上国の現状分析を行う際の範疇でもある共同体に通底する規定である。なお経済史範疇を途上国の現状分析に援用する発想は赤羽(1971)。

¹⁶ この意味で本稿は「マルクスの視点に基づく大塚共同体論の再評価」(小野塚(他)p. 227)の端緒作業である。

題たる「共同体一般」の規定が、両者の区別があまり明確でない形で盛り込まれている。それに対し、後のローマ的およびゲルマン的形態の特徴については、アジア的形態を含む他との相違や対立点が際立っている。こうした違いを客観的に可能にしているのは、アジア的形態が「共同体一般」の特徴を最もよく具現しているその典型性にあると言えよう。次のマルクスの文章は、アジア的形態の典型性を論じたものである。

「東洋的形態は、スラヴ的所有では変形されているか、古代的およびゲルマン的所有では対立物に発展している、対立物ではあっても、しかもなおそのかくれた基礎をなしている」(マルクス(1858)p. 47)。

以上より、アジア的形態の即自的規定から、ローマ的およびゲルマン的形態との対比において強調されているアジア的形態の規定を捨象し、さらにそこに残ったものから内的論理に関わる規定を抽出することが可能となろう。以下ではこの作業をアジア的形態の即自的規定を把握することからはじめよう。『諸形態』のアジア的形態に関する記述の重厚な語句が持つ強力な磁場に引きつけられてか、従来は、ともすれば、その、他の形態と比較した特徴的徴表の把握に関心がおもむき、その一方で、その記述に盛り込まれている共同体の内的論理の読み込みが十分にはなされてこなかったように思われるのである。

Ⅲ アジア的形態の即自的規定

『諸形態』の最初の方にある、共同体のアジア的形態に関する記述を、長文になるが本章にとって重要な文章なので引用しておこう。

「大多数のアジア的基本形態のばあいのように、総括的統一は、これらすべての小さな共同団体のうえに立ち、上位の所有者、あるいは唯一の所有者として現れるが、そのために現実の共同体が世襲的な占有者としてのみ現れるということは、さきの形態となら矛盾するものではない。この統一が現実の所有者であり、また共同体的所有の現実的な前提でもあるから、この統一そのものは、これら多くの現実的な特殊な共同団体のうえに立つ、一つの特殊なものとして現れることができるのである。そこでこのばあい、個々のものは事実上無所有である、つまり所有——すなわち、個人のものとしての、客体的なものとしての、労働と再生産の自然的諸条件にたいする個人の関係、彼の主体性の非有機的自然として現存する肉体——は、多くの共同団体の父である専制君主に具現される総合統一が、特殊な共同体を介して個人に移譲する結果、個人にとって間接的なものとして現れる。剰余生産物——これはともかく、労働によって現実に領有した結果として法的に規定される——は、そのためにおのずからこの最高統一に帰属するのである。東洋的専制主義とこの専制主義のばあいに法制上存在するように見える無所有とのただなかでは、実際にはこの種族所有、または共同体所有が基礎として存在しているのであって、この所有は多くのばあい、小さな共同体内部の工業と農業との結合によって作りだされ、こうしてこの小さな共同体はまったく自給自足的なものとなり、また再生産と剰余価値のいっさいの諸条件をそれ自身のなかにもっている。

その剰余労働の一部分は、けっきょくは人格として存在する上位の共同社会のものとなり、またこの剰余労働は貢納等のかたちでおこなわれることもあれば、またなかば現実の専制君主、なかば観念上の種族本体たる神という統一体への鑽仰のためにする共同労働のかたちでもおこなわれる。ところでこの種の共同体所有は、現実には労働においてはじめて実現される以上、次のいずれかのかたちで現れよう。すなわち、小さな共同体は相互に独立併存して生き、そしてその共同体自身のなかでは、個人は、彼に割当てられた分有地で家族とともに独立してはたらくこともある。(一方では、共同の備蓄、いわば保険のための一定の労働、および共同団体そのものの経費に充当するための、つまり戦争、祭祀等のための一定の労働。ここにはじめて、もっとも本源的な意味での首長的財産管理が、たとえばスラヴ人の共同体、ルーマニア人の共同体などに現れる。このなかに賦役等々への移行の基礎がある。)でなければ統一体は労働自体の共同化にまでひろがり、これがメキシコ、とくにペルーにおいて古代ケルト人や若干のインド種族のばあいのように、正式の一制度となることもある。さらにまた、種族団体内部の共同性はむしろ、統一体が種族的家族の一人の首長に代表されるか、または家父長たち相互の関係として《代表される》というように現れることもある。そこでそれにしたがって、この共同体の形態は、より専制的であるか、より民主的であるかの、どちらかになる。労働により現実にも領有することの共同体的諸条件、すなわちアジアの諸民族のばあいにきわめて重要であった用水路、交通手段等は、このばあいには上位の統一体、すなわち小さな諸共同体のうえにうかぶ専制政府の事業として現れる。」(マルクス (1858) pp. 10-12)

この長い引用文中に盛り込まれている共同体のアジア的形態に関する内容規定を整理して箇条書きにすると次のようになる。

- 1) いくつかの共同体の上に、専制君主に具現される「総括的統一体」が、「上位の所有者、あるいは唯一の所有者」としてあらわれる。
- 2) それに対し共同体は「世襲的な占有者」としてのみ現れる。
- 3) 「総括的統一体」による所有は、共同体を介してその構成員に移譲される。
- 4) このような所有関係のもとで剰余労働は「総括的統一体」に帰属する。
- 5) 専制主義のばあいに「法制上存在するように見える無所有のただなかに」、実際には共同体所有が存在している。このような共同体所有を作り出すものは、「小さな共同体内部の工業と農業との結合」であり、このような結合の結果として、「小さな共同体はまったく自給自足的なものとなり、また再生産と剰余価値のいっさいの諸条件をそれ自身のなかにもっている」。
- 6) 剰余労働が「総括的統一体」に帰属する形態は、剰余生産物の「貢納」等や、「統一体への鑽仰のためにする共同労働」である。
- 7) 実際には「労働においてはじめて実現される」共同体所有が存在しているが、それは次のような構造をもっている。①「小さな共同体」は相互に独立併存して生きている(先に5)で見たこと)。②共同体のなかでは、個人は、彼に割当てられた分有地で家族とともに独立してはたらくこともある。③他方では、「共同の備蓄」や「保険」のための労働、および共同体の経費に充当するための、つまり戦争、祭祀等のための労働があるが、そこから「本源的な意味で

の首長的財産管理」が、「たとえばスラブ人の共同体,ルーマニア人の共同体」などに現れる。また,そこに「賦役等々への移行の基礎がある」。

8) 共同体のなかで労働自体が共同化されることもあり,さらにこれがメキシコ,ペルー,古代ケルト人,若干のインド種族のばあいのように「正式の一制度」となることもある。

9) 「総括的統一体」は,「種族的家族の一人の首長に代表されるか,または家父長たち相互の関係として《代表される》というように現れることもある。」それにしたがって,共同体の形態は,「より専制的であるか,より民主的であるかの,どちらかになる」。

10) 「労働により現実に領有することの共同体的諸条件,すなわちアジアの諸民族のばあいにきわめて重要であった用水路,交通手段等は」,上位の「総括的統一体」,すなわち「小さな諸共同体のうえにかぶ専制政府の事業として現れる」。

このように整理したマルクスの記述を,さらに,以下に見る所有規定と剰余価値取得規定の2つに大別することが可能であろう。なお,9)は「総括的統一体」の性格規定であり,強いてこの2つの規定のどちらかに分類することは行わない。

A. 所有規定

上の1)2)3)5)7)8)10)に該当。それらの記述を筆者なりに敷衍すると次のようになる。

共同体のアジア的形態においては,土地およびその付属物からなる自然的生産諸条件は,法制上は唯一の所有者たる「総括的統一体」の所有物として現れる場合がある(「総括的統一体」が存在する場合)。しかし,この場合にも本源的な意味における所有,すなわち自然的生産諸条件に対する関係行為としての所有¹⁷は以下に見るように重層的である。なおⅢの以下では,「総括的統一体」による最上位の所有と区別して,それ以下のレベルの所有を「占有」と表記する。

まず共同体を構成している諸個人の労働は,(a)共有地での共同労働による場合がある(マルクス(1867-1894)第1巻 p. 621)。だが他方では,(b)彼等に割当てられた分有地で家族とともに独立してはたらくこともある。(b)の場合,諸個人は分有地の占有者となる。このような諸個人による占有は世襲的に行われることもあれば,非世襲的に行われることもある¹⁸。(a)が主である場合には諸個人が共同体に依存していることに疑問の余地はない。その一方で,(b)が主である場合にも諸個人の生活は次に見る理由から家族のレベルで完結せず,そのため,諸個人は共同体的な空間的広がりの中での生活を余儀なくされる。

第1の理由は,農業と工業とが共同体の中で結合し,その結果として共同体のレベルで自給自足的・自己完結的な生活圏が存在していることである。このことを諸個人の側からとらえ直すと,彼等の生活は共同体的な空間的広がりの中でなければ完結しないことになる。

¹⁷ 「所有とは本源的には,自分に属するものとしての,自分のものとしての,人間固有の定在とともに前提されたものとしての自然的生産諸条件にたいする人間の関係行為のことにほかならない」(マルクス(1858)p. 37)。

¹⁸ 「所有が共同体財産としてのみ存在するにすぎないところでは,個々の成員は,成員として,特定の部分の世襲的な,もしくは非世襲的な占有者であるにすぎない。」(マルクス(1858)p. 17)

こうして、共同体内には農工間分業を基礎とする自給的生活圏が存在し、そのもとで共同体を組織している諸個人が全体として自然的生産諸条件と関係し合い、それとの間で物質代謝を営んでいる状況が浮かび上がってくる。こういった、諸個人の共同体への依存と共同体の自給自足的・自己完結的な性格から、『諸形態』は後段でアジア的形態の「頑強性」を次のように主張する。

「アジア的形態は、必然的にもっとも頑強に、またもっとも長く維持される。そうなるわけは、個々人が共同体にたいして自立していないこと、生産の自給自足的圏域、農業と手工業との一体性等というその前提にあるのだ。」(マルクス(1858)p. 29)

ところで、共同体レベルでの農工一体にもとづくアジア的形態の頑強性、というこの論点は、後に『資本論』第3巻第20章「商人資本にかんする歴史的スケッチ」において、イギリス商業の革新的作用力に対してインドの共同体が眼前で示す抵抗を説明する際に、「流通”空費”の節約」という具体的契機を用いながら次のように展開される。

「インドでは、イギリス人は、これらの小さな経済的共同体を粉砕するために、支配者および地代生活者として、彼らの直接的な政治的権力と経済的権力とを同時に行使した。彼らの商業がここで生産様式に革命的に影響をおよぼす限り、それはただ、彼らが、彼らの諸商品の低価格によって、この工＝農生産の統一の太古的＝不可分部分をなしている紡績業と織物業とを壊滅させ、こうして共同体をずたずたに引き裂く限りでのことにすぎない。ここインドにおいてすら、彼らは、非常に緩慢にしかこの分解の仕事に成功していない。直接的な政治的権力の助けを借りることができない中国では、なおさらである。農業と加工業との直接的結合から生じる大きな経済と時間の節約とが、ここでは、大工業の諸生産物—その価格には、大工業をいたるところでむしろ流通過程の”空費”がはいりこむ—にきわめて頑強な抵抗を示す。」(マルクス(1867-1894)第3巻 pp. 562-563)

もっとも、農業と工業とが一体となって比較的狭い空間の中で完結的自給圏を形成することは特にアジア的形態に固有のものでなくむしろ現物経済に一般に見られるものであろう¹⁹。だが、このような農工一体によって形成される自給圏の人的・空間的範囲が個々の共同体が広大な空間の中で分散しているために共同体の範囲と重なり、その結果として構成員の共同体への強固な依存性が存在することが、アジア的形態の特徴としてマルクスが論じていることであろう²⁰。

¹⁹ 「土台をなす農耕の副業としての家庭内手工業労働と製造業労働とは、この現物経済の立脚する生産様式の条件なのであり、ヨーロッパの古代および中世でもそうであったし、また、こんにちでもなお、その伝統的な組織がまだ破壊されていないインドの共同体ではそうである。」(マルクス(1867-1894)第3巻 p. 1371)

²⁰ エンゲルス(1875, p. 559)は、個々の共同体が互いに完全に隔離しあっている状態を「東洋的専制主義の自然的基礎」としている。共同体の孤立性と専制政治との関係に関する同様の記述はマルクス(1881, pp. 66-67, 79-80)。また、フランス地理学の古典であるブラーシュ(1922)は、インドにおける共同体の、「孤立」と「隔離」を論じている(上 p.97)。

第2に、人々は生産力の発展程度が低い時には頻繁に自然災害に見舞われることを避け得ないが、そういった自然災害への備えとしての蓄えが生存維持のためには必要である。そして、この備蓄は次に見る理由から低位生産力のもとでは諸個人のレベルで行うことは困難で、共同的な取組が必要である。つまり備蓄には、当座の必要生活手段を超える生産の剰余の一部が充当されることになるが、生産力の発展度が低い場合には、それは剰余のほとんど全てを飲み込むほどであろう。同時にこのような剰余を形成する条件は全ての個人に対し均一に与えられているものではない。なぜならば土地条件(豊度と面積)や家族労働力といった生産諸条件は、諸個人とその分与地との間で多かれ少なかれ異なるのが常だからである。あるいは生産諸条件は仮に全く同じと想定してもそれらをどのように用いて生産を行うかは人により異なりうる。確かにフーフエ制と共同体規制により特徴づけられる中世ドイツの農業制度や(ウェーバー,1924,上巻,pp. 60-72),中世フランスのマーンズおよび共同体規制による同様の農業制度は(ブロック,1931,pp. 59-82, 212-257),そしてそれらの理想型においてはこのような所有や経営の次元における個人間の差異を可能な限り均して生産結果の平等を実現しようとしているもののように見える。またこのような生産結果の平等指向は具体的な仕組みを変えながらも他の形態の共同体にも広く見られるものであろう。しかしそういった平等化のメカニズムが常に十分に機能して、その目的を達していたと考えることはシステムに対する過度な期待であろう。こうして、同じ年に、ある諸個人には剰余が生じるが、ある諸個人にはこれは生じない、ということになろう。ある諸個人には同じ年に当座の必要生活手段の不足すら生じるであろう。このように、剰余を生み出す条件に個人間で有意な差異があるために、備蓄には共同的な取り組みが必要となるのである。すなわち、たまたまある年に剰余を生み出す条件のある者達は共同体の備蓄に貢献するが、そのような条件のない者達は備蓄に寄与することはできない。場合によっては備蓄を取り崩しながらなんとか生活を維持する者達もいるであろう。したがって、備蓄には富の再分配機能があることになる。また、こうして生じる剰余を諸個人の致富のために充当するのではなく、共同体の備蓄に充当する。こういうことが円滑に実現されるためには剰余を共同体に吸収する行政メカニズムや宗教行為、そしてこうしたことを正当化する法やイデオロギーの体系が存在していなくてはならないであろう²¹。そして、こうした法やイデオロギーの体系は決して非合理的なものではないのである。それどころか、低位生産力のもとで社会が存続するための合理性を持っているのである。その意味で、「我々が我々の社会で見得るような『人間精神』の心理学的、論理的な分析に立脚して原始人の諸々の制度、習俗、信仰を説明しようとするのは無駄な骨折りである。それらの解釈は、これらの原始人に於ける諸々の活動形態がよって立っている前論理的、神秘的心性を出発点として取らない限り十分ではない」(ブリュル(1910)下 p. 167)として、先資本制の共同体の制度や活動の在り方を、構成員の「非合理」を起点に説明しようとするのは片手落ちと言わざるをえない。

そのようなイデオロギーの一例をアリストテレス(300BC頃編集、上巻 pp. 165-178)に見ることができる。そこでは、「財貨」の使用は消費ならびに贈与にある、としながら、その

²¹ 「宗教は、徳の実行にたいして、たいへん強い諸動機を提供し、悪徳の誘惑からわれわれを、たいへん強い諸抑制によって守るのであって、そのために多くの人びとは、宗教的諸原理だけが行為の称賛すべき諸動機であると、想定するように導かれてきた。」(スミス(1759)上 p. 359)。

徳＝中庸を持つ「寛厚」(エレウテリオテース)な人は、然るべき人々に、然るべきものを、然るべき時に、財力に応じて、快適に与えたり消費したりしながら、また然るべきところから、然るべきほどを取る、としている。「寛厚」な人は「財貨」をそれ自身のゆえにではなく与えんがために尊重する²²。「寛厚」に対立する悪徳は「放漫」と「けち」である。「寛厚」は「勇敢」「節制」「穏和」などの他の徳とともに広義における「正義」を構成し、その行為を命ずる法の基礎に据えられる(ibid. p. 224)。

剰余を共同体の備蓄に充当する方法の一つは、剰余を生み出す労働自体が出役可能な者達による共同労働としてなされることである(共同労働によるもの)。二つは、労働自体は諸個人がそれぞれ別個に行うが、そこから生じた剰余生産物が共同体に吸収される仕組みが存在していることである(剰余の供出によるもの)。ちなみに生産力の発展度がきわめて低い未開社会では、剰余が形成される生産条件、あるいは剰余が形成されない生産条件は、いずれの場合も特定の諸個人と固定的に結びついているわけでない。そこではほとんど全ての者に飢える可能性があるのもあって²³、そのため富者と貧者の関係が逆転する可能性は常に存在している。つまり生産力の発展度が低ければそれに応じて共同体内の階層関係は流動的である。それゆえ未開社会では剰余が備蓄に充当されることの恩恵には大多数の者に与る可能性があるのもあって、そのため備蓄機能は万人に幸福を与えるものとして現れる。もっとも、剰余が共同体に吸収されて諸個人のレヴェルで蓄積されないので富者と貧者の関係が流動的になる逆の因果関係もある。すなわち共同体の備蓄機能と貧富の流動性との間には相互規定の関係がある。もっとも、未開社会では、ある諸個人はたとえ剰余を蓄積してもそれを生産力発展のためのインフラ整備や技術導入のための原資に充当する技術条件は限られているであろうから、剰余の蓄積を通して富者と貧者の関係が固定化される余地もまた乏しい。したがって、貧富と階層関係の共同体内での流動性は、このような未開社会におけるきわめて低い生産力のあり方に窮極においては規定されていると言えよう。

こうした共同体の備蓄機能について、『諸形態』には先に見たごく簡単な記述があるだけなので、そこからの筆者による上の敷衍はその度が過ぎているのではないかとの批判を受けるかもしれない。そこで、共同体の備蓄機能の具体像の一例として、クーノー『経済全史』を参照することにしよう。クーノー(1926-1931)には、北米インディアンの村落で観察された共同貯蔵所に関する記述が散見されるのであるが(第1巻 pp. 220, 221, 233-234, 245)、ここではその中で最も詳細なゴルフインディアンに関するものを引用しよう(pp. 233-234)。

なおⅢの主題はアジア的形態であるにも関わらず、ここで北米インディアンの共同体が、それがアジア的形態であるか否かの論証抜きに例証材料として用いられていることに、唐突な印象を持たれる読者がいるかもしれない。だがⅤで述べるように、筆者は備蓄機能をアジア的形態に固有のものでなく、たとえそれが領主による領民保護といった2次的にゆがめられた形をとる場合があるにせよ、共同体一般に備わるものと構想している。これが正しいとすれば、備蓄機能の具体的なあり方をイメージするための事例をアジア的形態に限定することなく求めることは許されよう。

²² 日本の中世には、「富める者は

²³ この点を強調するのはサーリンズ(1972)第2章。

「同族の間に分配された外畑のほかに村落(本村)は共有外畑即ち、同族の数に応じて細分されず、全村落共同団体の所有物としてそれによって共同で耕作され、その収益は共同で共同貯蔵所へ運び込まれ、その中から凶作、洪水及び戦争の時には村の同僚に補助が与えられた。チャールズ・C・ジョーンズはこの家を『合同貯蔵所』(general store house)と呼び、それについて言っている、——『それは種族(tribe)の共同労働によって建てられ、世話された、そしてその中に玉蜀黍、各種の果実が貯へられ、また魚、鹿、鱈、蛇、犬その他の動物の肉が、予め燻され足場に掛けて乾かされた後に貯えられた。』/之に反してジョン・バートラムはこの村落貯蔵所を、それが村の酋長の監督の下にあるというので、『王の小舎』(Kings cribs)と呼んでいる。彼はそれを次の如く記述している、——『そうした共同貯蔵所は最も賢明にして最も善い目的を果たしている、——即ちそれは非常の場合の貯蔵倉庫または救助法だったのである。或る家族の貯蔵所が貧乏籤を引くと、不幸や非常の場合に彼等(インディアン)は、王のところへ頼って行くと、貯蔵所から扶養と給与とを得た。それは更に他の居住地が物資の欠乏に苦しんでいるときにそれを援助したり、軍隊、旅行者及び他所からの訪問者に食料を給与するに役立った。』」

見るように、ここでクローノーが論じているのは、先の剰余を共同体に吸収するメカニズムの分類によるならば「共同労働によるもの」である。他方の「剰余の供出によるもの」については、『旧約聖書』(新共同訳)の「収穫の10分の1に関する規定」の中にその1例を見いだすことができる。すなわち、「申命記」14の28、29には、「3年目ごとに、その年の収穫物の10分の1を取り分け、町の中に蓄えておき、あなたのうちに嗣業の割り当てのないレビ人や、町の中にいる寄留者、孤児、寡婦がそれを食べて満ち足りることができるようにしなさい。そうすれば、あなたの行うすべての手の業について、あなたの神、主はあなたを祝福するであろう」とある(p. 304)。ウェーバー(1920, pp. 87-156)によると、『旧約聖書』中の「寄留者」とは、古代イスラエルにおいて、小家畜飼育者、手工業者、商人、祭司、賃金労働者、楽人からなる、共同体の外にいて土地は持たないが(ゲリーム)、法的に保護を受ける客人諸氏族のことである。「収穫の10分の1に関する規定」や、すぐ後で見える「落穂拾い法」や「安息の年」がこういった者までをも保護対象にしていることは、これら社会的保護規定の適用範囲が、個々の共同体の枠を越えており、つまり共同体と共同体の間隙に生きている者をも含めた宗派仲間としての「イスラエル共同態」であって、しかもそれに制限されていたことを意味する²⁴。

また、「剰余の供出によるもの」は、ポランニー(1957)が論じるところの、経済が制度化される際の統合の3形態、すなわち、互酬、再分配、交換のうち再分配に相当していると考えてよいであろう。再分配についてポランニーは次のように論じている(pp. 379-380)。

「一つの集団のなかでの再分配は、財の配分が一つの手集中し、またそれが、習慣、法律、あるいは中央における臨機の決定によって行われるかぎりにおいて、現れる。時には、それは物理的徴収と、それにつづく貯蔵—再配分となり、また時には、『徴収』が物理的ではなく、単に

²⁴ 「イスラエル共同態」における対内・対外道德の2元主義については、ウェーバー(1920, pp. 802-843)。

占有上のことにすぎない場合、つまり、財の物理的位置の処分権に属することにすぎない場合もある。再分配は多くの理由によって起こり、未開の狩猟民族から古代エジプト、シュメリア、バビロニア、ペルーなどの巨大な貯蔵制度にいたるまで、すべての文明のレベルで起こる。」

ポランニーは、ほとんどもっぱら市場を通じた交換によって統合されている資本制経済システムに対し、共同体の経済システムを、自給経済を市場が補足しているものと構想している。そして交換によらない物質循環として、今見た再分配に加えて対称的集団間の互酬によるものを見ているが、富者と貧者の関係が流動的な未開社会では、諸個人の関係が対称的性格を持つがゆえに生存保証は互酬によっても行われることになろう²⁵。あるいは、共同体内で階層化が進んでくると、互酬はパトロン・クライアント関係によるものへと変質し、上位階層が与える庇護に対し下位階層がサービスと忠誠で応えることになる。

「財の物理的位置の処分権に属することにすぎない」ような財の再分配についても、『旧約聖書』（新共同訳）に、それらの例を見いだすことができる。「落穂拾い法」と「安息の年」である。「落穂拾い法」については、「レビ記」19の9、10(p. 192)に、「穀物を収穫するときは、畑の隅まで刈り尽くしてはならない。収穫後の落穂を拾い集めてはならない。ぶどうも、摘み尽くしてはならない。ぶどう畑の落ちた実を拾い集めてはならない。これらは貧しい者や寄留者のために残しておかねばならない。わたしはあなたたちの神、主である」とある。また、「安息の年」については、「出エジプト記」23の10、11(p. 132)に、「あなたは6年の間、自分の土地に種を蒔き、産物を取り入れなさい。しかし、7年目には、それを休ませて、休閑地としなければならない。あなたの民の乏しい者が食べ、残りを野の獣に食べさせるがよい。ぶどう畑、オリーブ畑の場合も同じようにしなければならない」とある²⁶。「申命記」23の25、26(p. 317)には、空腹の者が他人の畑やぶどう畑に入って食す際の、食しかたに関する次のような規定がある。「隣人のぶどう畑に入るときは、思う存分満足するまでぶどうを食べてもよいが、籠に入れてはならない。隣人の麦畑に入るときは、手で穂を摘んでもよいが、その麦畑で鎌を使ってはならない。」

最後に再び北米インディアンの例に帰るが、今度はモルガン(1881)からの引用である。

「イロクオイ諸部族のあいだでは、所帯を構成する人々が畑を耕し、収穫を集め、共同の蓄えとして住居のなかに貯蔵した。ただ、多かれ少なかれ、生産物の個人所有や個々の家族の所有ということはあった。たとえば、皮をむいたトウモロコシは、その皮で幾束にも束ねられて、それぞれの部屋につるされた。しかし一家族の備えが底をついたばあいには、他の家族が、必要なだけの食糧を、貯えのあるかぎり与えた。狩猟や漁撈にたずさわ

²⁵ 玉野井(1978)は、共同体における交換を資本制的交換との相違を強調しながら次のように特徴づけている。「共同体においては、交換とはこのような互酬という共同行為の一部にふくまれ、それによって規定されていたことを知らなければならない」(pp. 236-237)。「交換が互酬により規定される」という内容の具体的な検討につながりうる、興味深い指摘である。

²⁶ ウェーバー(1920, pp. 135-136)は、「安息の年」の規定は宗教的説教に由来する「道徳的規定」であって制定法に基づく「法的命令」とはならなかったが、ユダヤ教の展開の中では実際的な影響力を持った、としている。

る仲間も、獲物を共同の貯えにした。その余剰物は、帰ってから各所帯ごとに家族のあいだで分配され、また保存処理されて、冬の食糧用として貯蔵された。村としては食糧を共同貯蔵することはせず、むやみに食糧を分けあたえるようなことはしない。分配は所帯にかぎられていた。ただし窮乏状態に陥ると、さいごは歓待のしきたりから救助の手がさしのべられた。」(pp. 126-127)

すなわち、イロクオイ族では、共同労働と共同貯蔵の単位は先のクーノーの例のような村落ではなくて、家族の血縁的集合体たる「所帯」であった。その一方で村落は食糧の共同貯蔵を行わなかった。しかし、「所帯」が窮乏状態に陥ると、その場合には「所帯」どうしが、「歓待のしきたり」によって助け合ったという。では「歓待のしきたり」とは何か。

「イロクオイ諸部族のあいだでは、客がくればだれでも歓待する、ということが、大昔から変わることのない風習となっていた。どこのインディアンの村でも、村人であれ、部族民であれ、よそものであれ、だれかが家に入ってきたばあい、食べ物をさしだすのはその住まいの女性の役目であった。この役目を怠る、ということは、公然と侮辱したことに等しい。訪れた客は、空腹だったら食べ、空腹でなくとも礼儀としてその食べ物を一口食べ、それを用意した女性にお礼をいうことになっていた。どこの住まいに入ろうとも、またどんな時間あろうとも、このことはかならず行われた。これを支えたのは、習慣としてそれをするのが当然だとする人々の気持であった。」

「アメリカ・インディアンが実践していた歓待のしきたりは、最終的には食糧の平等化につながった。インディアンの村や野営地が、全体としては豊かであるのに、その同じ村の片隅や野営地の一画に飢えたり貧困にあえいでいる者がある、ということはあるえなかった。」(p. 89)

このような「歓待のしきたり」は村落外によそものが客人になった場合にも適用され、ヨーロッパ人でさえ彼らが北米に到来したときには行く先々でこの習慣による歓待を受けたという。が、主な客人は地理的接近性から同一村落内の住人であったことは明らかである。そして、窮乏状態に陥っている者には他者を歓待する余裕はなく、もっぱら客人になることしかできなかったこともまた明らかである。結果として、「歓待のしきたり」は村落内での備蓄の再分配をもたらしていた、ということになる。

さて、諸個人が共同体内での生活を余儀なくされる理由の第3に、共同的にのみなされる労働、すなわち「用水路、交通手段等」の建設といった土木事業のための労働の必要がある。しかし、この第3の契機には小さな共同体のレベルでは完結しない要素があるので、次の「総括的統一」のところで詳しく見ることにしよう。ともかく、以上の3契機により共同体による占有(本源的な所有)が作りだされる²⁷。そしてこれら3契機は諸個人の生存にとり必要不可欠のものなので諸個人の存在は共同体の存在を前提したものとして、共同体によ

²⁷ 「共同団体を媒介とする、彼自身のものとしての土地にたいする関係行為。共同体的な土地所有であり、同時に個々人の個別占有。あるいは、果実だけは分配されるが、しかし土地それ自体と耕作とは共同のままであるということ。」(マルクス(1858) p. 38)

り媒介されたものとして現れる。あるいは、諸個人による自然的生産諸条件の占有は共同体によるその占有を前提したものとして現れる。

さて、このような諸個人や共同体による自然的生産諸条件の占有の上に、「総括的統一」が「唯一の所有者」として現れる場合があるが、「総括的統一」による所有は単なる法制上のものにとどまらず²⁸、自然的生産諸条件に対する関係行為としての実質を備えたものである。すなわち、「アジアの諸民族」では「用水路、交通手段等」の建設といった土木事業が個々の「小さな共同体」による共同労働による取り組みの範囲を超える場合があり、それらは小さな諸共同体のうえにかぶ専制的な「総括的統一」の事業として取り込まれることになるからである²⁹。そこでは共同体による自然的生産諸条件の占有は「総括的統一」による所有に媒介された形で現れる。なおここで「総括的統一」による所有はアジアの形態における普遍事象として論じられているのではなく、地域的・民族的限定が付され、「大土木事業を必要とする」諸民族に限定されていることにも注意を向けるべきであろう。実際、後の「特有の東洋的な形態」について語っている箇所でも(マルクス(1858) pp. 17-18)、「存在するのはただ共同体的所有と私的占有だけである」として、「総括的統一」による所有の存在をいったん視野の外に置いたうえで³⁰、しかし「この占有様式は、共同体的所有にたいする関係のいかんによって、労働自体を私的占有者が孤立しておこなうか、それともまた労働自体を共同体が指定するか、それとも個々の共同体のうえにかぶ統一が指定するかによって、歴史的に、地方的に、等の点でまったくさまざまな変形をうけることになる」とつないで、私的占有の様式が示すさまざまな歴史的・地方的変異の一つとして「総括的統一」の存在に着眼しているからである。しかも先に見たように 9)では「総括的統一」自体の性格についても、より専制的であったり民主的であったりするニュアンスに富んだものとして描かれている³¹。

それでは「大土木事業を必要とするアジアの諸民族」とは何か。マルクス(1853)はエンゲルス(1853, pp. 213-214)を受け入れながら次のように「砂漠地帯」の諸民族を指示している。

「アジアでは、一般に、太古以来、3つの政府部門しかなかった。財務省すなわち国内略奪省、軍事省すなわち国外略奪省、最後に公共事業省である。天候と地形上の条件、とくにサハラからアラビア、ペルシア、インド、タタールを経て、アジア最高の高原にまでひろがっている広大な砂漠地帯のために、運河と用水による人口灌漑が、東洋農業の基礎となった」(p. 123)。

これは『諸形態』執筆の数年前の文章であるが、ここに見られるマルクスの構想は、『諸形

²⁸ 「法」の意味は篠塚(1974) p. 19。

²⁹ ウィットフォーゲル(1957)は後者の体制の農業管理社会的=農業官僚制的性格を表現し強調するためにそれに「水力社会」「水力文明」の名称を与えている(p. 21)。エンゲルス(1853, p. 214)は「大砂漠地帯」の人工灌漑を「共同体か地方政府か中央政府かの仕事」としている。

³⁰ 同様の記述は、「アジア的な(少なくともそれが支配的な)形態にあっては、個々人の所有ではなく、占有だけがある。共同体が本来の現実的所有者《であり》—したがって所有は土地の共同的所有としてのみ《現れる》。」(マルクス(1858)p. 24)

³¹ 「アジア的生産様式」の類型学が必要との主張は福島(1969, pp.34-36)。

態』執筆時点でも維持されていたとしてよいであろう³²。

ところで A で見たアジア的形態における所有のあり方はそこにおける剰余価値の次に見る取得のあり方と結びついている。

B. 剰余価値取得規定

先の 4)6)7)に該当。それらの記述をもとにする筆者の敷衍は次の通りである。なお 7)は「A. 所有規定」と重複するが、それを B にも含めた理由についても以下で説明する。

剰余価値の取得関係について『諸形態』では一方では所有関係を基礎に説かれている。すなわち、剰余生産物の「貢納」や、「統一体への鑽仰のためにする共同労働」の形をとる剰余労働は、「唯一の所有者」たる「総括的統一体」に帰属する。

しかし 7)にはこういった剰余価値の取得関係が共同体内部の備蓄や共同労働に基礎を持つことが論じられ、所有関係からさらに踏み込んで共同体内部の活動に言及している。すなわち、「賦役等々への移行の基礎」は、共同体内部で行われる剰余労働(それは「共同の備蓄や保険のための労働、および共同体の経費に充当するための、つまり戦争、祭祀等のための労働」として行われる)に対する、「首長的財産管理」にある。なお、『資本論』第 3 巻はこの点をポーランドとルーマニアを例にとりながら次のようにさらに詳しく論じている。

「自立的農民経営への移行ののちも、たとえばポーランドとルーマニアで保存されていた古い土地共有のなごりは、これらの地方では、地代のより低い諸形態への移行を達成する口実に役立った。土地の一部は個々の農民たちのものになっており、彼らによって自立的に耕作される。土地の他の一部分は共同的に耕作され、剰余生産物を形成し、この剰余生産物の一部が共同体支出に役立ち、一部が不作などのための予備として役立つ。剰余生産物のこの最後の 2 つの部分は、そして最後には全剰余生産物も、それを生み出した土地もろとも、しだいに国家の官吏たちや私人たちに横奪され、もともとは自由な農民的土地所有者たち—この土地の彼らの共同耕作義務は維持される—が、こうして夫役義務を負う者または生産物地代を支払う義務のある者に転化され、他方では、共有地の横奪者たちが、横奪した共有地だけのではなく、農民の所有地までも、土地所有者に転化する。」(マルクス(1867-1894)第 3 巻 p.

³² このことは当時のマルクスの知見範囲と関連しているのかもしれない。『諸形態』執筆時点におけるマルクス、エンゲルスの原始社会に関する知識についてはホブズボーム(1964)pp. 25-27。なお、平安から戦国時代に至る日本中世の農村社会の展開過程を、平安末を最盛期とする荘園的・貴族的な領主関係から、あるいはそのもとでの、室町時代における村・郷を拠点とする農民による村落自治と守護大名領の発展として描いた清水(1942)には、本節ここまでと関連する内容として、1)日本中世農民経済の自給的性格(pp. 288-289)、また、2)灌漑が村連合の契機であったこと(pp. 274-275)、は描かれているが、村内部の経済活動(備蓄と再分配)に関する記述は見あたらない。石母田(1946)も、日本中世の灌漑は次のように「村落内部」では解決し難い問題ではあったが、国家レベルの問題ではなくて、矮小な地域の問題であった、としており、清水と理解の方向を共にしていた、と言えよう。「わが国の河川と平野の地理的条件は、灌漑用水の問題のために巨大な中央集権的国家を必要とするものではなく、毛細管的な河川を中心とする矮小な平野が、それぞれ独立の地理的単位をなしている地形は、用水問題も本来それらの小地理区の範囲内において解決しうるものであることを示している。」(p. 288)

ここでアジア的形態の即自的規定に関する考察を終えるにあたり、「剰余価値取得規定」が一見すると2元論的説明になっていることに注意を促したい。すなわち、「唯一の所有者」への剰余価値の帰属が、一方では所有それ自体を根拠とするものとして説かれ、他方では共同備蓄や保険、戦争、祭祀等の共同体内で行われる諸活動とそこに由来する「首長的財産管理」に求められている。そこでこの2つの論理の関連を整理する必要性が生じてこよう。またこの問題は、アジア的形態における所有関係の重層性に関する次の問題ともつながっているように思われる。すなわち、諸個人、共同体、総括的統一体による所有または占有の中で、どうして総括的統一体が「唯一の所有者」としてあらわれるか、という点である。あるいは、総括的統一体が存在しない場合にそれは「共同体の統一を体現する者」なのであろうが、こう言い換えても同様の疑問が残る。諸個人の存在は共同体やその連合によって媒介されているとしても、所有関係の重層性がそのままの形では現象しないで、どうして総括的統一体による所有が前面に出てくるのであろうか。「大土木事業」は唯一の所有の原因になるが「諸個人による経営」はどうして無所有にしかならないのか。これを解き明かすには共同体内で行われる諸活動とそこでの諸個人間の関係を考察する必要がある。この点の考察を欠くと「唯一の所有者」たる根拠が明確なものにならず、したがって所有を根拠にそこに剰余価値が帰属する論理も見えてこない。だが、こういった問題をVで考察する前にアジア的形態の特殊性に関する『諸形態』の論点を検討することにしよう。

IV アジア的形態の対自物

『諸形態』はアジア的形態の即自的規定に続いて、ローマ的形態とゲルマン的形態を、アジア的形態を含む他の形態と比較しながら特徴づけている。それを見ることにより、マルクスがアジア的形態を他の形態と比較してどのように特徴的なものとして認識していたかを知ることができよう。ここではアジア的形態の即時的規定の記述と対応する論点に絞って考察する。

A. 所有形態(マルクス(1858)pp. 13-14, 28, 40)

アジア的形態では共同体または「総括的統一体」による所有とは異なる諸個人の私的所有はなく、諸個人は分有地の占有者であるにすぎない。対してローマ的形態では、共同体所有(国有財産、公有地)と諸個人の私的所有の分離が見られ、さらにゲルマン的形態では共同体所有(狩猟地、牧草地等)は個人的所有の補充物にすぎなくなっている³³。このような所有形態の特徴から、アジア的形態に特有の階級社会のありかた、すなわち、「総括的統一体」と対をなす総体的な奴隷制と、前者による剰余価値の取得が生ずる。

B. 共同作業の形態

この論点はローマ的形態とアジア的形態との対比の中で論じられている。ローマ的形態では、共同体が出会う困難は他の共同体との関係(戦争)から生じてくる。そのためこの形態で

³³ 大塚(1955)はアジア的形態でも私的所有が「ヘレディウム」(宅地および庭畑地)の形で存在している一方で、ゲルマン的形態では共同地(放牧地や森林)も持分化されて私的占有関係のうちに取り込まれているとしている(p. 41)。

は、戦争が重要な共同作業となり、そこから共同体は都市に集住した軍事組織となる(マルクス(1858)p. 13)。その一方でローマ的形態では、人間が自然と関係する際の困難はそれほどものではない。しかしアジア的形態では後者の側面こそが重要であり、そこでは「個々人の財産が共同労働によってのみ利用され」、「用水路、交通手段等」の建設が重要な共同作業となる。確かに、戦争は、アジア的形態の即自的規定の中でも共同体における共同作業の一つとしてあげられてはいた。だが、アジア的形態の共同体を特徴づける「工業と農業との自給自足的な一体性のもとでは、征服ということは、土地所有、農業が排他的に優勢なところほどに必須の条件とは《なら》ない」のである(マルクス(1858)p. 40)。

なお、アジア的形態、ローマ的形態、ゲルマン的形態の関係であるが、それは、先述のように、ある地域において先資本制社会の歴史的発展がアジア的、ローマ的、ゲルマン的を順次たどるといような単線的な発展をたどるといふものとマルクスにおいて考えられていたわけではないが、それは、ネーミングにも示されているように、地理的に別々の地域の先資本制社会の類型ではあるとは言え、類型間で発展関係にあるとは考えられていたようである。先資本制社会の地理的類型化という梅棹(1967)の自然的要因を重視した生態学的視点からする旧世界の地理的分類論が存在するが、マルクスも明言していないがこれに近いことを想定していたのではないかと思われる。すなわち、梅棹(1967, pp201-203)によると「アジア、ヨーロッパ、北アフリカをふくむ全旧世界は、ふたつのカテゴリーに分けることができる」が、そのうち、西ヨーロッパと日本が第1地域、その間にはさまれた全大陸が第2地域である。第1地域は、塞外野蛮の民としてスタートしながら第2地域からの文明を導入し、のちに、封建制、絶対主義、ブルジョア革命をへて、資本制的近代化を実現した。それに対して、第2地域は大陸をななめに横切って東北から西南に走る大乾燥地帯を含み、もともと古代文明はすべてこの地域に発生しながら、封建制を発展させることなく、その後巨大な専制帝国をつくり、さらに多くは第1地域諸国の植民地ないし半植民地となったが、最近になってようやく数段階の革命をへて近代化の道をたどろうとしている地域である。さらに、第2地域は、中国世界、インド世界、ロシア世界、地中海・イスラーム世界に分かれる、ともしている。こういった梅棹の議論をふまえてマルクス先資本制共同体論を見ると、そのアジア的形態は梅棹の第2地域の多くに対応し、ゲルマン的形態は第1地域の先資本制的状態に対応している。最後に、ローマ的形態は第1地域と第2地域の結節で、地中海・イスラーム世界の中にありながら西ヨーロッパと接している過渡的・中間的な地域と対応していると考えられるのである³⁴。

V 共同体の本源的規定

ここまで見てきた『諸形態』におけるアジア的形態の即自的規定と、それと他形態との比較から、他形態とは異なるこの形態に固有の特質として、1) 諸個人による私有の未発達、2) 諸個人の共同体への強い依存、3) 共同体の孤立分散性と自給的生活圏に裏付けられたその頑

³⁴ 梅棹(1967, pp122-123)は地中海地域の過渡的・中間的性格を次のように表現している。「ギリシャ・ローマの文明は、しばしば西欧文明の前身とみられているが、わたしはべつのものだとおもう。あれは、第2地域の東部にある古代中国の、西部における対応物であろう。近代イタリアは、第1地域に属するが、それはローマ帝国の後継者ではない。」

強性, 4)共同作業としての土木事業の重要性, 5)「総括的統一」の可能的存在,を取り出すことが可能であろう。

他方で,本章が想定しているようにアジア的形態の即自的規定の中に共同体の本源的規定が含まれているとしたならば,その核心としていかなる内容を取り出すべきであろうか。ここではこの点の考察を,共同体における経済活動の目的を確認することから始めよう。まず,一方の資本制社会では,人々の経済活動の目的は,単純化を恐れず言うと利潤,地代,労賃といった諸価値の,短期的にせよ長期的にせよともかく最大化におかれている。それに対する共同体社会における経済活動の目的については次のマルクスの規定が妥当であろう。

「これらの形態(アジア的,ローマ的,ゲルマン的な所有の形態—山崎)においては,土地所有と農業とが経済制度の基礎をなしており,またそれゆえに使用価値の生産,個人がその基礎をなしている共同体にたいして一定の関係にある個人の再生産,がその経済的目的である」(マルクス(1858)p. 26)。

すなわち,共同体社会では,諸個人の生存と再生産を保障する質と量の使用価値を生産し確保することが経済活動の目的となっている。アリストテレス(300BC頃編集)も、「富は何かのために役立つもの、それ以外のもののために存するものでしかない」としながら古代ギリシャの共同体社会における富のありかたを論じている(上, p. 28)。これは各々が経済価値の最大化を目的としている資本制社会とは,少なくとも表面上は大きく異なる社会であり,そのことが生産関係や分配方法の特有のありかたを規定することになる。共同体社会では,働く能力と意志をもった者が失業して生活手段を得る機会を失ってしまうようなことは原則的に排除されている。反対に,資本制社会は,言うまでもなく一定量の失業者の存在を前提に成り立っている社会である。

だがイギリス第2次エンクロージャー期を生きたアダム・スミスには,資本制社会における生産の目的について,まだこれほど割り切った見方はなかった。たとえばスミス(1776)は,社会の貯えを3つの部分に,すなわち,① 直接の消費のために留保される部分,② 流通せず,つまり持主をかえずに収入を生む「固定資本」,③ 流通し,持主をかえることによって収入を生む「流動資本」に分けたうえで,後2者からなる資本の目的を次のように論じている。「直接の消費のために留保される貯えを維持し増加させることが,固定資本と流動資本の唯一の目的であり目標である。人々に衣食住を供するのはこの貯えである。彼らが富んでいるか貧しいかは,直接的消費のために留保される貯えにこれら2つの資本が提供しうる供給が,豊かか貧しいかによる (ibid. 第2分冊, p. 28)。」そもそも『国富論』がその序文で掲げる第1,2編の主題は,一国における物的富の社会的増加にあるのであって³⁵,今日で言うところのGDPなど交換価値量のそれではない。しかし,同書のこの

³⁵ 『国富論』の「序文および本書の構想」は,「生産物と,またはこの生産物で購入されるものと,それを消費するはずの人びとの数との割合が大きいか小さいかに応じて,その国民が必要とするすべての必需品および便益品の供給を受ける度合がよかつたり,悪かつたりすることになる」(スミス(1776)p. 19)としたうえで,この割合を規制する2要因として,①労働の国民的な生産力と,②有用で生産的な労働とそうでない労働とへの分割比率をあげている。そして,生産物供給量は後者よりも前者の要因により多く依存するとしながら,

ような富の概念には、第 2 編第 3 章の生産的労働と不生産的労働を扱うところで交換価値視点が入り込み、一貫性を欠くものとなってゆく。ここではスミスは、労働を「投下された対象の価値を増加させる」生産的労働と、「そのような効果をもたない」不生産的労働とに 2 分したうえで、前者の例として製造工の労働を、後者の例として家事使用人の労働、司法・軍事などに従事する公共の使用人の労働、教会人、法律家、医師、文筆家、俳優、道化師などいくつかの専門職の労働をそれぞれ示す。そして、生産的労働は資本によって維持され、不生産的労働は地代や利潤や労賃の一部、主に前 2 者からなる収入によって維持される、とし、次のように述べる。

「資本が増減するごとに、当然に、勤労の真の量、すなわち生産的な人手の数も、したがってまたその国の土地と労働の年々の生産物の交換価値、すなわちその国のすべての住民の真の富と収入も増減する。」(ibid. 第 2 分冊、p. 121)

このような「富」概念の揺らぎのうちに、原蓄期資本制社会の理論的な模写である『国富論』の基本性格が反映していると言えよう。

それはともかく、先に述べたような共同体の目的を実現するうえで必要な自然的生産諸条件の所有形態が共同体所有である。ここでは、ある場合には直接的な共同作業によって生産が行われる。別の場合には土地などの自然的生産諸条件が諸個人に分配されるが、その方法は、共同体、あるいはそれを人格的に体現する首長から、諸個人の生存と再生産を可能とするような一定のルールに基づいて行われる。『諸形態』は、アジア的形態をこのような共同体所有の原型としたうえで、ローマ的およびゲルマン的形態は、共同体の否定契機としての私的所有が共同体内に生成しつつある対自物として描いていた。しかしその一方で、ローマ的およびゲルマン的形態においてもアジア的形態と同様の経済活動の目的が貫徹しているとしている。

ところで、諸個人の生存と再生産、そのために必要な質と量の使用価値を生産し確保する、という目的を達成するためには、共同体所有という所有形態があるだけで充分であろうか。その答えは否である。というのも、共同体所有は主要生産手段のインプットの次元における諸個人の生存と再生産の保証であるが、その一方でアウトプットの次元における諸個人に対する保証もまた必要だからである。これら 2 つの次元は、直接的な共同作業によって生産が行われる場合には分けて考える必要はないが、諸個人が分与地等を受け取る場合には両次元の乖離が顕在化する可能性があることは、仮に諸個人が土地等を共同体から必要かつ十分な量で受け取ったとしても、それをマネジメントする過程で失敗する場合や、自然災害や不慮の事故・病気によって十分な消費財や翌年のための投入財を生産するに至らないことはありうる、ということ想起すれば明らかであろう。このような広い意味でのリスクの結果を各人が分かち合うように事後的に調整することもまた、共同体の重要な機能でなくてはならない。そしてそのための方法が、III で詳しく考察した生産物の備蓄と再分配である。この点について所有形態論を主題とする『諸形態』ではアジア的形態の即自的規定の中で簡単

第 1 編では労働生産力増大の原因と生産物の諸社会階層への配分の問題を、第 2 編では有用で生産的な労働の量を規定する元本(capital stock)の問題を、それぞれ扱うとしている。

に論じているだけで、その中心論点を成してないが、共同体の経済活動の目的と、その目的を実現するための実際の活動内容を明らかにするうえで、土地等を分配する方法の具体的態様とともに重要な論点を構成しうるのであろう。IVで見た共同体における共同作業に関する記述では、諸形態間の対比を強調するために土木事業や戦争が強調されていたのであるが、上のように考えるならば、備蓄のための共同労働がより基底的意义を持っているときえ言えよう。あるいは、先述のポランニー的な再分配と互酬をキーワードにした共同体内部の物質循環の在り方を解き明かす必要がある、ということである。そしてこのことは、大塚共同体論においては個人を抑圧する側面においてとらえていた「共同態規制」を(大塚(1956)),むしろその保護・救済機能に着目しながらとらえ直すことでもある。

もっともこのような保護・救済機能があるからといって、先資本制社会が貧困や飢饉と無縁な社会であったと結論することは早計である(デブロー(1993)p. 158)。それはむしろ生産力水準の低位性ゆえに恒常的に一般的な貧困や飢饉に直面している社会であって、保護・救済機能はそれに対する集団防衛のために発動されたのである。

VI むすび---共同体と階級社会

生産物のうち備蓄と再分配にまわされる部分は、IIIで見たように剰余価値の端緒形態であり、そのため、支配従属関係が共同体を基礎としながらそれが変質した結果として2次的に形成される際の物的根拠ともなっている部分である。そのため、諸個人の生存を目的に成り立っている共同体が階級社会に変質してゆくメカニズムも、共同体における備蓄と再分配の具体的あり方に注目することによって解明することができよう。すなわち、本章で強調してきた備蓄と再分配の機能に加うるに、裁判、警察、軍事、水利、宗教機能といった共同体に普遍的に見いだされる「共同事務」(マルクス(1867-1894)第3巻 p. 650)あるいは「社会的職務活動」(エンゲルス(1878)pp. 346-347)を遂行する代償として、そしてその遂行を契機に成立する特定集団や階級による政治支配と「所有分化」(ウェーバー(1924)上巻 p. 136)のもとで、共同体内で生み出される剰余価値の一部または全てがこれら集団や階級に帰属するようになるのである³⁶。あるいは備蓄と再分配のために剰余価値が集中する地点を生み出す共同体内の慣行やイデオロギーがベースにあり、そこでイニシアチブを発揮する諸個人が他の社会的機能をも兼ね備えながら世襲を通じて階級として固定化することにより、「社会にたいする社会的機能の独自化」が進み、「第2次成層」(マルクス(1881)p. 87)の形成過程ととらえられるのである³⁷。しかしこういったさまざまな「共同事務」や「社会的職務活動」の中でも、

³⁶ モンテスキュー(1748: 下 pp. 341-342)では、フランス封建制下の領主裁判権は、「法律に定める贖罪金を支払わせる権利と法律に定める罰金を要求する権利以外のなにもものでもなく」、「封地そのものに内在する権利であり、その一部をなす利得的権利であった」。そしてそこから、「裁判権は家産である」、という原理が生まれた。

³⁷ 「贈物とか喜捨とか戦利品などによって共産主義的に生活していたカリスマ的共同態から、土地用益や役得収入、あるいは現物給、俸給など、要するに封祿によって生計を立てる支配者補佐の階層が生まれ、いまや、権力の正当性を——その取得のさまざまな段階に応じて——授封、授与、任命といったことから導きだすようになっていった。」そしてそれは、たいていのばあい、「支配者の権力の家産制化 *Patrimonialisierung* を意味した。」(ウェーバー(1920-21)pp. 89-90)

とりわけ備蓄と再分配の機能が、第1に共同体の経済活動のそもそもの目的からして、そして、第2に、さらに重要なことだが、そこが、剰余価値が生産物の他の部分から分離するまさにその地点であるがゆえに、階級社会成立に際して最も本源的な意義をもっていると考えられるのである。一例として、次のルフェーブル(1939)のフランス革命前の時期に関する記述では、本来は貧民の救済などを目的として徴収されていた十分の一税の多くの部分が、当時、高位聖職者や封建領主の利益になっていたとしている³⁸。

「十分の一税として徴収されたものが、その本来の目的に従って、祭礼の維持、村の聖堂や司祭館の維持、とくに、貧民の救済、などに充当されているのであれば、十分の一税を負担することは必ずしも嫌悪されなかったであろうのに、実際には、十分の一税のあがりは、多くの場合、司教・大修道院・司教座聖堂参事会のような高位聖職者の利益になり、あるいは、十分の一税が『授封』されて世俗の領主のものにさえなっており、これにたいして、村の司祭の取り分はせいぜい小十分の一税だけにすぎない、という有様であった。(ibid. pp. 227-228)」³⁹

そして、支配階級にいったん集中した剰余価値は、共同体の共助システムが機能している限りは、民衆のための備蓄と再分配にその一部が充当される。というのも、支配階級は、共同体的機能の体現者として自己の権力の正統性を確保することができたからである(大内(1977)p. 47)。とはいえ、やはりその多くの部分が支配階級のための支出に充当される。そして場合によっては、貧民救済費がまた別途徴収されることにもなりかねない。そのために、剰余価値の支配階級への集中は民衆の零落と土地集中の契機ともなる。すなわち、土地を失って債務奴隷化し、あるいはプロレタリア化する民衆の一群が存在する一方で、支配階級の側ではこの土地が集中してゆくことにもなりかねない。しかし、このような土地の集中にも、共同体が機能している限りは歯止めがかかる可能性がある。それは、一方では、共同体の土地売買がそもそも禁じられている場合があるからであり、他方では、その延長上で土地売買の結果が周期的に無効化する場合があるからである。後者の一例を、再び、『旧約聖書』(新共同訳)の中に探してみよう。

その「レビ記」には、50年おきに鳴りひびく角笛とともに宣言されるヨベルの年には、全住民が債務奴隷状態から解放され、売られた土地はその本来の所有者に返却される、とある(25の9、10、13、p. 202)。なぜならば、土地は神のものであり、人々は神の土地に寄留し、滞在する者にすぎないからである(25の23、p. 203)。もっとも、売買にあたっての土地価格について、「あなたたちが人と土地を売買するときは、互いに損害を与えてはならない。あなたはヨベル以来の年数を数えて人から買う。すなわち、その人は残る収穫年数に従ってあなたに売る」(25の14、15、p. 202)とある。また、売った土地を買い戻す権利は売った本人かその親戚に優先的に与えられるが、その際の買い戻しの価格は「次のヨベル

³⁸ モンテスキュー(1748: 下 p. 408-409)によると、十分の一税を制度的に確立したのはカルル大帝(742-814)。

³⁹ 4大穀物(小麦、ライ麦、大麦、燕麦)に課されるのが大十分の一税。その他の雑穀や蔬菜、果実に課されるのが小十分の一税。畜産物についても十分の一税が課せられる場合があった。

の年までに残る年数に従って計算」されるのである(25の23-27、p. 203)。したがってここで「土地売買」とされていることは、厳密には、ヨベルの年によって期間が区切られる、土地の有償貸借とみなすべきであろう。もっとも、ウェーバー(1920, p. 181)は、ヨベルの年はバビロン捕囚期(B.C.6世紀)の神学的構想であって、それ自体は実施されなかったとしている。その一方で、ウェーバー(1920, pp. 181-183)は、古代イスラエルで実際に適用していた法——戦時の債務奴隷の解放と、零落者の土地を親族が優先的に買い取る権利を持つ慣習——と、この構想との関連性を推定している。

また、『国富論』の次の記述は、裁判権や徴兵権を保有する大土地所有が確立した後も、先資本制社会では、大土地所有者による領民に対する「大盤振る舞い」や聖職者による慈善や接待を通じて、共同体の共助システムが機能していたことを示している⁴⁰。というのも、「かれ(地主---山崎)の胃の能力は、かれの諸要求の巨大さにたいして、まったくつりあいをもたず、もっとも貧しい農民の胃よりも多くを、うけいれはしないだろう」からである(スミス(1759)下 p. 23)。だが、このような共助システムは、「商業や工業」の資本制的発展とともに掘り崩されていった。

「対外商業も精巧な製造業もない国では、大土地所有者は、自分の土地の生産物のうち、耕作者たちの生活維持に必要なものを超える大部分と交換できるようなものが何もないため、そのすべてを自宅でのいなかふうのもてなしに消費する。(スミス(1776)第2分冊、p. 235)」「ヨーロッパで商業や製造業がひろがる以前には、上は君主から下は最小の貴族にいたるまで、富者や権者のもてなしは、今日われわれが容易に思い描きうるものをはるかに超えている。(ibid. 第2分冊、p. 235)」「対外商業と製造業は、しだいに、大土地所有者に、彼らの土地の全余剰生産物と交換できるもの、しかも借地人や従者と分け合わずに自分たちだけで消費できるものを、供給していった。(ibid. 第2分冊、p. 241)」「彼らは、自分たちの地代の全価値を自分たちで消費する方法を発見するやいなや、それをどんな他人とも分けあうとは思わなかった。(ibid. 第2分冊、pp. 241-242)」「技術と製造業と商業のゆるやかな改良、つまり大貴族の権力を破壊したのと同じ原因が、同じようにして、ヨーロッパの大半をつうじて、聖職者の世俗的権力のすべてを破壊した。大貴族と同様に聖職者も、技術と製造業と商業の生産物のなかに、自分たちの原生産物と交換できるものを見いだし

⁴⁰ カエサル(BC53: p. 204)には、当時のゲルマン人の接客習俗として、「どんな目的でやって来たものにも乱暴はひかえて、神聖なものとしている。お客にはすべての家が開かれて食事が分けられる」とある。タキトゥス(97-98: pp. 100-101)にも、「饗応、接客に関して物惜しみせぬこと、この民族のごときはまたあるまいと思われる。そのなんびとたるを問わず、これに対して宿を拒むことは流神の行為とされ、だれもその資産に応じ、卓を設けて客を迎えるのである。尽きたとすれば、つい今まで主人であったものは、招待への案内役となり同伴者となって、招きを待たずに近隣の家に向く。そこでもなんらの差異はない。同等の懇切な態度をもって彼らは遇される。賓客の礼に関するかぎり、客の已知と未知の区別を設けるものはない」とある。だがモンテスキュー(1748: 中巻 p. 202)は、両者を引用しながら、このような「客人厚遇は、商業国では極めて稀」としている。なお、1520年頃のスペインを舞台に描かれたユゴーの復讐劇『エルナニ』には、サラゴースの一領主が巡礼・物乞いに身をやつた風来の山賊・エルナニを来客として歓待する場面がある(ユゴー(1830)第3幕)。

たのであり、それによって自分たちの全収入を、そのかなりの部分を他の人びとに与えることなく、自分一身に費やしてしまう方法を見いだしたのである。彼らの慈善はしだいに範囲を縮め、彼らの接待はしだいに気前のよさを減じ、惜しみなさを減じた。その結果、彼らの従者は数を減じていき、しだいにまったく消失していった。(ibid. 第4分冊、pp. 89-90)』

しかしこのようにして行われる一方向的な贈与は、モース(1925)が次に言うように、それを与える者と受ける者との間に、支配従属関係を道義的な次元で再生産するのである。

「与えることが示すのは、それを行う者が優越しており、より上位でより高い権威者であるということである。つまり、受け取って何のお返しもしないこと、もしくは受け取ったよりも多くのお返しをしないことが示すのは、従属することであり、被保護者や召使いになることであり、地位が低くなること、より下の方に落ちることなのである。」(ibid. p. 276)

また、日本に目を転じてみると、次の石母田(1946)の記述は、鎌倉時代に、在地領主が土地所有者として農民に対して持っていた徭役賦課権、裁判権、警察権などのさまざまな権利は、領主が農民に対して持っていた多様な義務と切り離しえない関係にあった、と論じている。

「それ(領主の権利……山崎)は領主の下に組織された村落社会の集団的な生活構造を離れては存在することも出来ず、領主は危急の際における農民の保護や救済はいうまでもなく、例えば村落の共同生活の中心である鎮守や寺の維持のために、種々の日常的な世話のために、農民に対して広汎な義務をもっておったのであって、領主権はそれらの義務の遂行によって存続することができたのである。領主の権利は絶対的なものではなく長い集団生活の伝統と慣習によって幾重にも制約されたものとして存在した。」(ibid. pp. 152-153)

ところで、階級社会における宗教の役割には、Ⅲ節で述べたことに加えてウェーバーが「幸福の神義論」とよぶ新たな内容が一方ではつけ加わり、支配の正当化のために寄与する。

「苦難は神に憎まれていることの徴候または隠れた罪過の印だとすることによって、宗教は心理的にきわめて広汎な要求に応ずるものとなった。幸福な人間は、自分が幸福をえているという事実だけではなかなか満足しないものである。それ以上に彼は、自分が幸福であることの正当性をも要求するようになる。」

「この幸福の正当化ということこそ、一切の支配者・有産者・勝利者・健康な人間、つまり幸福な人々の外的ならびに内的な利害関心のために宗教が果たさなければならなかった正当化という仕事のもっとも一般的な定式であり、これが幸福の神義論とよばれるものである。」(ウェーバー(1920-21)pp. 41-42)

さらにこの「幸福の神義論」には、他方で民衆の側での「罪」の意識が対応することにな

るが、後者の延長上には「救世主」信仰が現れる。

「苦難の責をおうべき原因がなんであるかを確定すること、つまり『罪』——さしあたっては儀礼上の掟に対する違反——の告白、それからどのような行為によってその苦難が取り除かれるかを助言すること、これがいまや呪術者や祭司らの類型的な仕事になった。」
「類型的な、繰り返し現われてくる困窮状態に促されて、そこから『救世主』信仰が展開されてくるのは、こうした軌道の上でさらに一步を進めることを意味した。」「預言によって告知される救世主信仰は、大多数のばあい、とりわけ恵まれない社会層のうちに持続的に根を下ろし、彼らのあいだで呪術に完全に取って代るか、あるいは呪術をともかくも合理的に補充するものとなった。」(ウェーバー(1920-21)pp. 44、46)

しかし、「当の個人にとって『いわれの無い』悩みはあまりにも多かつたし、また『奴隷道徳』からみてだけでなく、支配者層に固有な尺度に照らしてみても、いちばん成功するのはあまりにもしばしばもっとも善い人びとではなくて、『悪しき者』であった」(ウェーバー(1920-21)p. 48)。中世ヨーロッパの道徳哲学では、徳の所有と幸福とはほとんど両立しないものとさえされた(スミス(1776)第4分冊、p. 34)⁴¹。こういった、「幸福の神義論」が内包する「無理」=巷間に見られる功績と運命の不一致と、神に対する信頼が矛盾なく存続するためには、「個々人が前世で犯したひとつひとつの罪業(靈魂の輪廻の場合)とか、3代、4代ののちの者にまで報いのくる先祖の罪過とか、また——いちばん原理的なかたちでは——一切の被造物の墮落そのものといったことが、苦難や不公正の理由として説かれた」(ウェーバー(1920-21)p. 48)。また、ある場合には、害悪の原因は神ではなくてむしろデーモンや悪霊であるとされ、そういったところでは魔術が組織された(ウェーバー(1920)p. 543)。そして、誠命を補償する約束として、「個々人が来世ではこの同じ世界でよりよい生活を営みうることへの期待(靈魂の輪廻)とか、子孫がそうした生活を営みうることへの期待(メシアの国)とか、彼岸におけるよりよい生活への期待(パラダイス)などが」、説かれるようになったのである(ウェーバー(1920-21)p. 48)。例えば、イスラーム教の聖典『コーラン』では、次のような後世観が繰り返し語られている。アッラーを畏れて身を慎み、その神兆(『コーラン』の存在もその一つ)を信じ、他の神々を崇めることなく礼拝の務めをよくはたし、喜捨を惜しみなく与え、邪宗徒との聖戦を戦う者には、将来のある時点で必ずやってくる死者の復活の日に永遠の樂園行きが褒美として与えられる。反対に悪魔のそそのかしに乗ってこれらの善行を怠った者は地獄行きで、末永くそこで苦しむことになる。そして、ムハンマドが草創した当初のイスラーム教徒は、その大部分が最下層の貧者であったという(井筒(1958)p. 383)。

補節 ニジェール河内陸デルタにおける富の再分配

ここで筆者がサハラ砂漠直下で行った農村調査の結果を、村落内での富の再分配の実態

⁴¹ 中世道徳哲学との決別は、アダム・スミスが経済学を形成するにあたっての重要な契機であった(水田(2001)p. 362)。

に焦点をあてながら要約的に紹介しよう⁴²。

しかし、まずは、調査地の概況描写である。西アフリカを横断するニジェール河の総延長は4,200km。アフリカ大陸ではナイル河とコンゴ河に続いて3番目の長さを誇る。この大河は、ギニア国にある標高850mのタンビ溪谷を出発点として北上するが、マリ国のバマコを通りモプチを経てトンブクトゥ付近に至ると向きを変えて南下し、そこに大湾曲部を形成する(第1図)。この大湾曲部周辺のニジェール河中流域には、マシナからトンブクトゥにかけて、約3百万haの内陸デルタが形成されている(L'Afrique Authentique(2003)p. 180)。

このデルタ地方の年間降水量は200-700mmあり、その気候帯はサヘルに属する。そこでは、季節が雨季と乾季に明確に分かれており、7-9月に年間の降雨が集中する一方で、11-2月には雨が全く降らない。気温は、雨季前の4-5月には日中日陰で40度を越すことが常であるが、雨季の到来とともにやや下がる。さらに、12-1月は、北方のサハラ砂漠から吹きすさぶ季節風ハルマッタンの影響で、朝夕を中心に通年で最も冷え込む時期となる。この地で雨水だけで農業を行おうとすれば、穀類はトージンビエやフォニオ、モロコシを栽培することができるだけである。だが7月末から11月中旬にかけて氾濫水に覆われる内陸デルタ地域は、その大半が自然のまま水田となっている。実際、ここは多種類の湿地性イネ科植物の原産地であり(中尾(1969)pp. 20-52)、さらには中国南部またはその周辺地域とともに世界2大稲作発祥地の一つに数えられる。内陸デルタ地域における米作りの歴史は、Portères(1950)によると3千5百年前に遡ることができる。さらに、今日なお豊かな稲作生産力のポテンシャルのために、旧宗主国であるフランスではこの地の稲作についてかねてより多くの研究が積み重ねられてきた。また、日本でも、人類学者や農学者の手により、今まで貴重な情報が伝えられてきた⁴³。筆者は、フランスのCIRAD(開発農学研究国際協力センター)の協力を得ながら2003年から04年にかけて3回にわたりこの地を訪問し、合計3カ月間そこに滞在しながら、水稻作農家及び関係機関を対象とした調査活動を行った。また2006年には2週間かけて補足調査を実施した。

だが、本節でとりあげる農家調査を行った場所は、モプチ県ソクラ地区ニミトンゴ村である⁴⁴。氾濫原の微高地上にある村で、1998年国勢調査によると679人の住民を擁する。過去の国勢調査データを見ると、村の人口は76年から87年にかけて51%も増加したが、

⁴² 調査結果の詳細は山崎(2007、第6、7章)。

⁴³ 網羅的なものとはいまだ言い難いが、ニジェール河内陸デルタおよびその周辺における近年の水稻作の実態を紹介している邦文に次のものがある。a)川田(1981、pp. 193-194)には、この地方の伝統稲作の記述がある。b)竹沢(1984、pp. 68-85)は、ジャ、ジャファラベ、ガオ周辺の水稲作の実態を紹介している。c)国際農林業協力協会(1986、pp. 45-47, 67-81, 88-91)は、マリの灌漑農業、自然冠水方式における稲作技術と農民の生活、さらには1980年代中頃までのニジェール河公社の展開過程を概説している。d)長(他)(1979、pp. 52-53)、e)浜村(他)(1992、pp. 7-8)、f)廣瀬(他)(1997、pp. 146-147)は、ニジェール河内陸デルタに現存する灌漑システムを簡潔に紹介している。g)応地(1993)は、自然冠水方式における「田」の立地環境に地域的多様性が見られる点を指摘している。h)応地(川田(1999)pp. 147-149)は、ニジェール河内陸デルタの「稲作景観」をモンスーン・アジアのそれと比較考察している。なお、山崎(2007、第6、7章)も参照。

⁴⁴ マリ国では、植民地期以前から存在していた自然村の上に、地区、県、州の行政単位が段階的に積み上げられる行政組織となっている。調査対象の2つの村は、このうち自然村のレベルに相当する。

87年から98年にかけては3%の増加にとどまっている。村の人口が大きく伸びた時期は、水稲作の人工灌漑システムの主要部分が構築された時期と一致しており、その構築による食糧供給の増加と安定化が、村の人口増加に結果していることが示される。

バニ河がニジェール河と出会う町であるモプチは、北緯15度、東経4度に位置する。人口約10万を養うサハラ南端の交易都市であり、同時に地方行政の中心都市でもある⁴⁵。ニミトンゴは、そのモプチから、ニジェール河沿いに北東方向、すなわち下流方向に約10km行った所に位置する(第1図)。ニミトンゴからモプチまでは、車、バイク、自転車、荷車、徒歩による往来が可能な砂利道が河川堤防上に通じている。この河川堤防は、人工灌漑システムの一環として、1970年代に構築されたものである。それ以前は、雨季の最盛期には陸路を使ったモプチ～ニミトンゴ間の往来は不可能であった。このような陸路による他に、河川を利用した船外機付の定期便カヌーによる往来も可能である。しかし、一般に農民は、大量の荷物輸送が必要な場合を除き、河川による往来よりも陸路の方が、運賃の安さと簡便性のため好むという。ニミトンゴは、モプチへの近接性とそこでの陸路による往来の便からして、都市近郊と表現してもよい立地条件にある。だが、ニミトンゴでは、都市近郊という立地上の優位性を生かした商業的農業や通勤兼業の展開が、ほとんど見られないようであった。

村で最も重要な農作物は米である。そこでは、ニジェール河の氾濫水を利用する伝統的な自然冠水方式を中心に、部分的に人工灌漑による水稲作が営まれている。対象農家の総耕地面積は、個々の農家から聞き取った数値を集計したところ⁴⁶、ニミトンゴでは186haであったが、そのうち、ほとんど(98%)が水稲作田であった。米以外の農作物は、畑地でインゲン、園地でエシャロットが栽培されている。商品化されている農作物は米のみだが、生産された量の25%が販売されているにすぎない。しかもこの比率はニミトンゴでは人工灌漑システムの水田使用料の支払いが現金でなされているために高くなっているのであって、例えばここでは詳しい事例分析の対象とはしないものの別の調査地のカマカ村では、その必要がないためにこの比率は僅か3%にすぎなかった。対象地では農業の自給的性格が極めて強いのである。

木の臼とタテ杵を用いた手搗きによる精米と、驢馬引きの2輪車による精米した米のモプチの市(いち)への運搬、さらにはその露店における販売は、主婦の仕事である。大人の女性1人が1日に精米する粳の重量の目安は20-25kgとされている⁴⁷。市は週に各1日だけ、決められた曜日に開設され、朝の10時頃より日没直前までそこで商いが行われている。

米販売以外の現金収入源は、村内で行われる農外事業、家畜の販売、出稼ぎ者からの送金、である。だが、調査を通じて村内の農外事業として見出されたのは、漁撈(女性が獲れた魚を燻製にし、自家消費を超える分を市で販売する)、村内での雑貨・食品小売、驢馬引

⁴⁵ モプチは「コスモポリタンな町である。様々な民族(フルベ、ボゾ、ソングイ、バンバラ、ドゴン)が完全に協調しながら共生するつぼであり、同時に工芸や観光の一大中心地でもある」(ダンベレ論文、川田(1997、p. 480)。なお、1998年国勢調査によるモプチの人口は80,872人であった。

⁴⁶ 対象地では、かつて、個々の農家の耕地面積を縄を用いて実際に計測したことがあるという(調査協力者であるサンガレ氏の談)。

⁴⁷ コバカでの聞き取りによる(2003年11月19日)。

きの二輪車による運送、機織り、自転車修理、牧夫、家畜商ぐらいで、そのバリエーションは少ない。過去数百年間にわたり専門的漁民集団であったボゾがこぞって漁撈に従事している点が目を引く程度で、東南アジア農村のように「雑業」と呼べるほどの事業・商業活動が村内で重層的に展開している様子は見受けられない。また、調査地の農外事業のうち、機織りは職業の世襲と職業集団内での内婚により特徴づけられ、カースト的な制度のもとにある。西アフリカでは、このようなカースト的職業として、機織りの他には、木地屋、語り部、鍛冶屋、土器作りの存在が知られている(小川(1987)p. 73、サノゴ(他)論文、川田(1997)pp. 132-133)。

農家は、現金に余裕があれば家畜を購入する。農家が家畜を保有する主な理由は、一般には、不安定な気候条件と、そのことによってもたらされる収穫の不安定性のもとで、固定的な税金支払いや穀物の不足を埋めるためであり、こういったことへの「準備金」としての性格を持っている、とされている(ジャロ論文、川田(1997)pp. 197-215)。

対象農家に特徴的な現金需要の理由としては、人工灌漑システムの水田使用料支払いがある。また、その他に、鎌、犁、手鋤といった農具、および土器、衣服、蚊帳といった日用雑貨の購入、さらには、薬味、灯油、タバコ、医薬品などを購入するためにも現金が必要である。家畜を保有している場合の牧夫手当てや、漁業を行っている場合の網や釣針の代金など、生産活動にともなうその他の出費もある。加えて、TV、ラジオ、自転車、バイクといった家財や、カヌー、二輪車といった運送手段を現金で購入することもある。

ニジェール河内陸デルタ地方は多民族(部族とも言う)共存の地である。サノゴ(川田(1997)pp. 130-131)は、そこの住民を、フルベ、ボゾ、バンバラ、ソニンケ、ソンガイ、ボボの 6 つの民族集団に分類している。ニミトンゴでは、村の中でも諸民族のインヴェーションが見られる。が、フルベ(フランス語ではプル)が優勢である。調査した 31 戸のうち、18 戸(58%)がフルベ、5 戸(16%)がボゾ、その他が 8 戸あった。フルベは伝統的に牧畜を生業としてきた一民族であるが、定住し、農耕に従事する集団もある。対象地のフルベは後者の例である。ボゾは漁業を主な生業としている⁴⁸。彼らはもっとも早くニジェール河流域に住み着いた民族集団とされている(グリオール(1948)p. 51)。

やや長くなったが前置きはこれぐらいにして本題にはいる。ここで問題にすることは、調査年の収穫後に農家が粃を販売せずに現物のまま自分の家で保持する量に、農家間でかなりの違いがあった、ということである(第 2 図)。概して経営規模の大きい「上層農家」ほど、現物のまま粃を自分の家で保持する量が多い傾向があった。ところで、粃生産量など他の条件が一定であるならば、家族員数の多い農家ほど、自家飯米のために現物で保持する粃の量は多くなる傾向があるであろう。そこで、農家が粃を自分の家で保持する量に及ぼす家族員数の影響を取り除く目的で、種粃充当分を除き、各農家が現物のまま自分の家で保持する粃の量を家族員数で除して家族員 1 人当り粃自家保持量を求め、その数値を農家間で比較すると、これにも農家間で大きな格差を認めることができて(第 3 図)、最低(0.068t/人)と最高(2.553t/人)の農家の間で実に 38 倍もの開きがあった。そして、ここでも、経営規模の大きい「上層農家」ほど、現物のまま粃を自分の家で保持する家族員 1 人当り

⁴⁸ ボゾの社会、経済、宗教については、竹沢による一連の研究がある(川田(1997)pp. 283-314、川田(1999)pp. 189-200、竹沢[41])

の量が多い傾向が認められた。

このような事実に対しては、どのような解釈が加えられるであろうか。家族員 1 人当たり 粃自家保持量に見られる 38 倍という農家間格差は、農家家族員の飯米消費量に農家間で違いがあることだけから説明するには、余りに大き過ぎる。この格差からは、むしろ、対象地における、農家間の、すなわち「上層農家」から「下層農家」への粃の移動が、市場を通すことなく、時には「土地の主」や村長あるいはイマーム⁴⁹への貢納を経由しながらではあるが、持てる者から待たざる者への施しあるいは喜捨の形で行われている、という事実の存在が示唆される。というのも、喜捨(ザカート)は、信仰告白(アッラー以外に神はなく、ムハンマドはその使徒であると公言する)、礼拝、ラマダーン月の断食、メッカへの巡礼とともに、シャリーア(イスラーム法)⁵⁰に定められている定型化された実践的義務(イスラームの 5 柱)の 1 つだからである(中央大学・日本比較法研究所(1978)p. 8、146)。また、その他に自発的喜捨(サダカ)が奨励されてもいる(大塚(他)(2002)pp. 398-399)⁵¹。敬虔なイスラーム教徒の村であるニミトンゴでは、これらの義務が、財力による留保をとともなうメッカへの巡礼を除き、忠実に実践されているのである⁵²。たとえば、約 1.5t 以上の粃収穫がある家の長は収穫量の 10 分の 1 をザカートとして提供しているという。もっとも、サーリンズによると、このような持てる者から待たざる者への生活手段の移動は、「かなりのパーセントの世帯が、自分たちのふつうの生計をたててゆくのに周期的に失敗する」未開社会で、ふつうに見られることである(サーリンズ(1972)p. 88, 133)。したがって、「未開社会においては、一般に、個人が飢えに脅かされるのは、社会が全体として同じ窮境に陥るときに限られる」(ポランニー(1944)p. 223)。そして、こういった内容をなす「公共の経済原則」の人格化である未開の長ないし首長は、「いわば富の流れる水路であって、富が彼のところに一旦集中されるのも、ふたたび自由にそこから流れだしてゆくため」である(ibid. p. 151, 163)。あるいは、「多くの富が彼の手を通り抜けて行くが、彼は決してそれを所有しないのである」(レヴィ=ストロース(1955)邦訳Ⅱ, p. 56)。また、経済外的性格を持つ「公共の経済原則」は、イスラーム教的な道德規範として対象地の共同体成員によって主観的に

⁴⁹ イマームの字義は「先導者」。この語のスニ派の用法では、金曜日の集団礼拝の会衆の前方にたって礼拝の儀式を指導する人を指すのがふつう(井筒(1981)p. 190)。本章の対象地でもこの意味で使われている。

⁵⁰ イスラーム法については、井筒(1981)pp. 145-166。

⁵¹ モース(1925, p. 46)は、アラビア語のサダカはもともと正義を意味していたとしている。さらにより一般的に、喜捨の観念の由来を、贈与と財産に関する道德観念と、供犠の観念に見ている。また、喜捨をどれほど出すべきかについて「コーラン」には次のような記述がある。「施しものはどれほど出すべきかと質問して来たなら、余計の分を、と答えよ」。つまりは、自分の家族を養うに必要な量を超えた分を喜捨せよと言うのである(井筒訳(上)p. 62)。なお、仏教の「施し」には貧者救済の意味は希薄であるように見える。ブッダの言説集である『スッタニパーダ』では、「施与を受けるにふさわしい人々」は何者か、とのマーガ青年の問い掛けに対し、ブッダは、「実に執著することなく世間を歩み、無一物で、自己を制した〈全き人〉」など、一定の内面的資質を備えた修業者をあげて答えてはいるが、貧者はあげておらず、またそもそも経済状態は「施し」を与える基準としてもいない(中村訳(BC150 頃以前編集)pp. 100-106)。

⁵² 中世の日本にも、「富める者は喜捨をしなければならない」という有徳思想が存在した(桜井(2011)p. 57)。

表出されているのであろう(大塚(1955))。

以上より理解されるのは、隣保共同体の内部で、「上層農家」から「下層農家」への市場を通さない形の粃の移動が行われ、仮にこういうことが行われなければより大きかったであろう粃販売量の農家間格差が、このような義務や施しの実践を通じて相殺されている、という事情である⁵³。さらに、こうした村落内部における市場をとおさない形の粃移動に着目するならば、稲作の自給的性格は、個々の農家のレベルで完結しているのではなくて、村落的な広がりの中で実現されている、とすることができよう⁵⁴。

引用文献 (邦訳本の出版年は原典初版のもの)

- 赤羽裕(1971)『低開発経済分析序説』岩波書店。
- アリストテレス(高田三郎訳)(300BC頃編集)『ニコマコス倫理学』岩波文庫。
- ブラーシュ, P. V.(飯塚浩二訳)(1922)『人文地理学原理』岩波文庫。
- ブロック, M.(河野健二・飯沼二郎訳)(1931)『フランス農村史の基本性格』岩波書店。
- ブリュル, L.(山田吉彦訳)(1910)『未開社会の思惟』岩波文庫。
- カエサル, G. J.(近山金次訳)(BC58-52)『ガリア戦記』岩波文庫。
- 長高連・千田徳夫・平田四郎・江頭輝・村田晃・加藤和憲(1979)「マリ国の農業と水利開発」『農業土木学会誌』47巻11号、pp. 51-55。
- 中央大学・日本比較法研究所(1978)『イスラム法への招待: イスラム法講演会(東京)記録: 1977 7/4-7/7』中央大学出版部。
- クーノー, H.(高山洋吉訳)(1926-1931)『経済全史』東学社。
- デブロー, S.(松井範惇訳)(1993)『飢餓の理論』東洋経済新報社。
- エンゲルス, F.(岡崎次郎訳)(1853)「1853年6月6日付けのマルクスへの手紙」『マルクス・エンゲルス全集第28巻』大月書店。
- エンゲルス, F.(土屋保男訳)(1875)「ロシアの社会状態」『マルクス・エンゲルス全集第18巻』大月書店。
- エンゲルス, F.(村田陽一訳)(1878)『反デューリング論』国民文庫。
- エンゲルス, F.(土屋保男訳)(1884)「1884年2月16日付けのカウツキーへの手紙」『マルクス・エンゲルス全集第36巻』大月書店。
- 福本勝清(2003)「日本におけるアジア的生産様式論争・第2次論争編: 1965-1982」『明治大学教養論集』367号。
- Fröbel, F., J. Heinrichs & O. Kreye (1980) *The New International Division of Labour: Structural unemployment in industrialized countries and industrialization in developing countries*, Cambridge University Press.
- 福島正実編訳(1969)『アジア的生産様式論争の復活』未来社。

⁵³ 地縁・血縁者間で食料を分かち合い、その結果として彼らの間で「消費の平準化」が実現されることは、今日でもアフリカでは広く認められる事象のようである。この点については、杉村(2004)、特にその第10章参照。

⁵⁴ Hyden(1986, p. 691)は、1980年代中頃のフォーレストによるギニアビサオに関する研究成果を紹介しながら、農家で余剰農産物が生じた際にそれが処分される方法の優先順位として、①貧者への施し、②お布施、③物々交換、④商人への販売、を示している。

- 福島正実(1970)『共同体論争と所有の原理』未来社。
- グリオール, M. (坂井信三・竹沢尚一郎訳)(1948)『水の神: ドゴン族の神話的世界』せりか書房。
- 浜村邦夫・北村義信・沢田治雄(1992)『西アフリカにおける農林業の特性解明調査報告書: ニジェール・マリ・コートジボアール』農林水産省熱帯農業研究センター。
- 廣瀬昌平・若月利之編著(1997)『西アフリカ・サバンナの生態環境の修復と農村の再生』農林統計協会。
- ホブズボーム, E. J. (市川泰治郎訳)(1964)『共同体の経済構造』未来社。
- ユゴー, V. (稲垣直樹)(1830)『エルナニ』岩波文庫。
- Hyden, G. (1986)“The anomaly of the African peasantry”, *Development and Change*, Vol. 17, pp. 677-705.
- 石母田正(1946)『中世的世界の形成』岩波文庫。
- 井筒俊彦訳(650 頃編集)『コーラン』岩波文庫。
- 井筒俊彦(1958)「解説」『コーラン(下)』岩波文庫, pp. 367-393。
- 井筒俊彦(1981)『イスラーム文化: その根底にあるもの』岩波文庫。
- 川田順造(1981)『サバンナの手帖』新潮選書。
- 川田順造編(1997)『ニジェール川大湾曲部の自然と文化』東京大学出版会。
- 川田順造編(1999)『アフリカ入門』新書館。
- 国際農林業協力協会(1986)『マリの農業: 現状と開発の課題』海外農業開発調査研究国別研究シリーズ No.26。
- 小谷汪之(1979)『マルクスとアジア』青木書店。
- 小谷汪之(1982)『共同体と近代』青木書店。
- L'Afrique Authentique(2003) *Le petit futé du Mali: édition 2003*, Lyon.
- レヴィ=ストロース, C. (川田順造訳) (1955)『悲しき熱帯』中公クラシックス。
- ルフェーブル, G., (1939)『1789年: フランス革命序論』岩波文庫。
- ルクセンブルグ, R. (長谷部文雄訳)(1921)『資本蓄積論』青木書店。
- マルクス, K. (鈴木正四訳)(1853)「イギリスのインド支配」『マルクス・エンゲルス全集第9巻』大月書店。
- マルクス, K. (手島正毅訳)(1858)『資本主義的生産に先行する諸形態』国民文庫。
- マルクス, K. (資本論翻訳委員会訳)(1867-1894)『資本論』新日本出版社。
- マルクス, K. (大内力訳)(1881)「ヴェ・イ・ザスーリチの手紙への回答」『マルクス・エンゲルス農業論集』岩波文庫。
- 松尾太郎(1978)『先資本主義的生産様式論』論創社。
- モース, M. (吉田禎吾・江川純一訳)(1925)『贈与論』ちくま学芸文庫。
- メイヤサー, C. (川田順造・原口武彦訳)(1975)『家族制共同体の理論: 経済人類学の課題』筑摩書房。
- 水田洋(2001)「解説」スミス『国富論』岩波文庫, pp. 361-374。
- 望月誠司(1981)「生産様式接合の理論: 第3世界の歴史と現代への鍵」『経済評論』30巻7号, pp. 104-119。
- モルガン, L. H. (古代社会研究会訳・上田篤監修) (1881)『アメリカ先住民のすまい』岩波

文庫。

モンテスキュー, C. L.(野田良之・稲本洋之助・上原行雄・田中治男・三辺博之・横田地弘訳)(1748)『法の世界』岩波文庫。

中村元訳(BC150 頃以前編集)『ブッダのことば: スッタニパーダ』岩波文庫。

中尾佐助(1969)『農業起源をたずねる旅: ニジェールからナイルへ』講談社。

小川了(1987)『サヘルに暮らす: 西アフリカ・フルベ民族誌』NHK ブックス。

大内力編著(1977)『農業経済論』筑摩書房。

応地利明(1993)「ニジェール河内陸デルタの稲作: アジア研究者の視点から」佐々木高明編『農耕の技術と文化』集英社、pp. 66-81。

大塚久雄(1955)『共同体の基礎理論』岩波書店。

大塚久雄(1956)「共同体をどう問題とするか」『世界』3,4月号。

大塚久雄(1962)「共同体解体の基礎的諸条件——その理論的考察」本位田祥男博士古稀記念論文集刊行委員会『西洋経済史・思想史研究』創文社。

大塚和夫・小杉泰・小松久男・東長靖・羽田正・山内昌之編(2002)『岩波イスラーム辞典』。

小野塚知二・沼尻晃伸編著(2007)『大塚久雄「共同体の基礎理論」を読み直す』日本経済評論社。

ポランニー, K. (吉沢英成・野口建彦・長尾史郎・杉村芳美訳)(1944)『大転換: 市場経済の形成と崩壊』東洋経済新報社。

ポランニー, K. (玉野井芳郎・平野健一郎編訳)(1957)「制度化された過程としての経済」『経済の文明史』ちくま学芸文庫。

Portères, R.(1950) “Vieilles agricultures de l’Afrique intertropicale: Centres d’origine et de diversification variétale primaire et berceaux d’agricultures antérieures au XVI^e siècle”, *Agronomie tropicale*, Vol. 10, pp. 489-507.

サーリンズ, M. (山内和訳)(1972)『石器時代の経済学』法政大学出版局。

桜井英治(2011)『贈与の経済学: 儀礼と経済のあいだ』中公新書。

佐々木隆生(1993)「現代世界経済論の課題と方法」村岡俊三・佐々木隆生編『構造変化と世界経済』藤原書店。

スコット, W. (高橋彰訳)(1976)『モーラルエコノミー: 東南アジアの農民叛乱と生存維持』勁草書房。

清水三男(1942)『日本中世の村落』岩波文庫。

新共同訳『聖書』日本聖書協会。

篠塚昭次(1974)『土地所有権と現代: 歴史からの展望』NHK ブックス。

スミス, A. (水田洋訳)(1759)『道徳感情論』岩波文庫

スミス, A. (水田洋監訳・杉山忠平訳)(1776)『国富論』岩波文庫

杉村和彦(2004)『アフリカ農民の経済: 組織原理の地域比較』世界思想社。

タキトウス, P. C. (97-98) 『ゲルマーニア』岩波文庫

高橋彰(1999)「訳者あとがき」スコット『モーラルエコノミー: 東南アジアの農民叛乱と生存維持』勁草書房、pp. 299-306。

竹沢尚一郎(1984)「アフリカの米」『季刊人類学』15-1, pp. 66-116。

竹沢尚一郎(1988)『水の世界』とイスラーム: ボゾ族における社会変化と宗教変化』『国立

民族学博物館研究報告』13巻4号、pp. 857-896。

玉野井芳郎(1978)『エコノミーとエコロジー：広義の経済学への道』みすず書房。

内田芳明(1996)「訳者あとがき：ヴェーバー『古代ユダヤ教』について」ヴェーバー『古代ユダヤ教』岩波文庫, pp. 1013-1106。

梅棹忠夫(1967)『文明の生態史観』中公文庫。

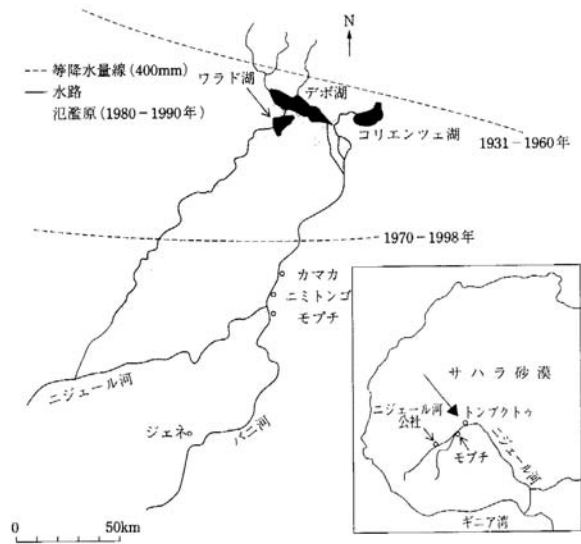
ヴェーバー, M. (内田芳明訳) (1920) 『古代ユダヤ教』岩波文庫。

ヴェーバー, M. (大塚久雄・生松敬三訳)(1920-21)『宗教社会学論選』みすず書房。

ヴェーバー, M. (黒正巖・青山秀夫訳)(1924)『一般社会経済史要論』岩波書店。

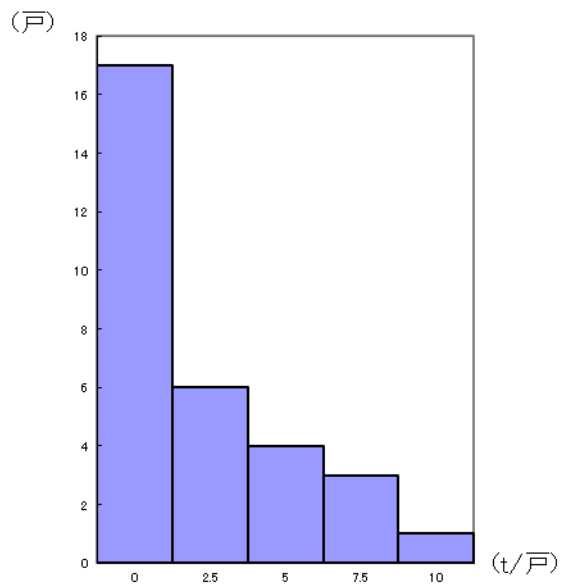
ウィットフォーゲル, K. A. (湯浅赳男訳)(1957)『オリエンタル・デスポティズム：専制官僚国家の生成と崩壊』新評論。

山崎亮一(2007)『周辺開発途上諸国の共生農業システム：東南アジア・アフリカを中心に』農林統計協会。



第1図 ニジェール河内陸デルタ地方

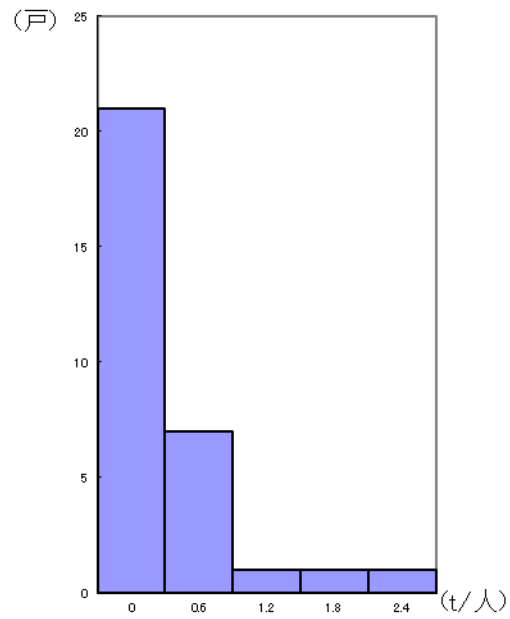
資料：Les Editions J.A. Atlas du Mali: 2e édition, Paris, 2001, p.21.



第2図 1戸当り籾自家保持量別農家数(ニミトンゴ村)

1) 籾自家保持量=籾生産量-籾販売量-籾播種量

(資料) 2003-04年に実施した、モプチ県ソクラ地区ニミトンゴ村の農家31戸を対象とした聞き取り調査より作成。



第3図 家族員1人当り粳自家保持量別農家数(ニミトンゴ村)

1) 粳自家保持量=粳生産量-粳販売量-粳播種量

(資料) 2003-04年に実施した、モプチ県ソクラ地区ニミトンゴ村の農家31戸を対象とした聞き取り調査より作成。